

インドネシアにおける強制執行、民事保全
及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究

弁護士 福井 信雄
長島・大野・常松法律事務所

2012年3月28日

目 次

はじめに

第1章 インドネシアの民事手続法

第2章 インドネシアの民事裁判制度の概要

第3章 インドネシアの民事保全の法制度と運用の実情

第4章 インドネシアの民事執行の法制度と運用の実情

第5章 インドネシアの担保権実行の法制度と運用の実情

第6章 提言

はじめに

インドネシアへの日本企業の進出が目覚ましい。かつては安い労働力を目当てにした製造業の進出が大半であったが、近年のインドネシアの著しい経済成長と 2.4 億超の人口を背景とする巨大消費市場をターゲットにして、物流、小売、飲食、金融、情報通信、保険等の新たな業種の進出も増加している。経済成長とともに最低賃金はここ数年 10%から 20%の伸びを示しており、「安い労働力」という魅力は少しずつ薄らいでいくであろうが、他方で消費市場としての魅力は今後も増す一方であろう。日本企業が中長期的な成長戦略を検討する上で、インドネシアが無視することのできない市場になることは間違いない。

進出する業種の多様化に伴い、事業の内容や枠組みにも大きな変化が見られる。かつての工場を建設して、大量の労働力を調達し、モノを作りそれを輸出するという比較的単純なビジネスモデルから、例えば、オンライン・ショッピングやクラウド・ビジネスなど最先端の情報通信技術を使ったビジネスや、商標やノウハウを提供しその対価としてロイヤリティを受け取ることで利益を回収するライセンス契約を使ったビジネスなど、事業の内容が高度かつ複雑化しつつある。

インドネシアのような途上国が経済成長を遂げるためには外からの投資を呼び込むことは不可欠であり、インドネシアも投資関連法制については、1990 年台の後半から 2000 年台の前半にかけて順次整備をしてきた。会社法、投資法、労働法、独占禁止法、知的財産法、倒産法などは全てこの時期に制定又は改正されたもので、現在外国資本がインドネシアに進出し事業を開始するために必要な法律は一通り整備されているといえる。

その一方で、民法典や商法典といった民事・商事取引を行うための基礎となる法制度や、民事手続法というあらゆる私人間の取引の実効性を担保するための、いわば法制度の「背骨」ともいうべき部分のアップデートが全くなされていないというのがインドネシアが現在抱える大きな問題の一つである。民法典や商法典については（商法典の株式会社に関する制度については商法典から切り出されて近代化されたものの）、19 世紀半ばに制定された法律が現在もほぼそのまま効力を有している。また民事手続法に関しても、第二次世界大戦前のオランダ統治時代に制定されたものが改正されないまあいまだに効力を有している。いずれの法律も様々な面で時代遅れであり、現在の民商事取引に対応できていないものであることは言を待たない。

民事手続法は、私人間の取引の実効性を担保する制度である。私人が取引を行う際に契約を交わすのは、契約で合意したとおりの債務が履行されることが法的に「約束」されるからである。したがって、その債務が任意に履行されなかった場合に、履行を強制することが制度的に担保されていて初めて意味を持つのであり、この制度的担保がなければ契約を交わす意味は大きくない。そしてその制度的担保を提供するのが、民事訴訟・民事保全・民事執行という民事三法であり、これらが有機的に適用されることで初めて民事手続による履行強制が実現される。

インドネシアの民事手続は、特に外国人にとっては、実態を把握するのが困難な世界である。その理由の一つは、上述のとおり、いまだに戦前の法制度が効力を有しており、明文の規定がない部分について事実上広範な裁量が裁判官に付与されており、各裁判所における実務の運用が統一されていないためである。それに加えて、インドネシアでは司法の汚職の問題が深刻で、駐在員の間でも「最終的には賄賂を多く渡した方が勝つ。」といった話や「外国企業に対しては不利な判断が下される傾向がある。」といった話が広がり、外国企業はインドネシアでの民事裁判を避け、仲裁合意など裁判外での紛争処理を好む傾向にある¹。

しかしながら、債権者が自己の権利の履行強制を図る場合に、債務者の執行可能な財産がインドネシア国内に存在するときには、最終的にはインドネシアの裁判所に強制執行の申立てを行う以外に方法はない。つまり、強制執行の申立てに関してはインドネシアの裁判所が専属管轄を有するため、インドネシアの民事保全手続及び民事執行手続に関しては、外国企業にとっても避けては通れない手続であり、したがって、その重要性も高い。

かかる問題意識から、今回の調査では、民事手続のなかの民事保全手続及び民事執行手続並びに担保権の実行手続に焦点を当てて検討を行った。特に民事保全手続及び民事執行手続に関しては明文の規定が極めて限られており、かつ現代にそのまま適用ができないような条項も多数見受けられ、制定法の解釈だけでは実態の把握は困難であったことから、制定法の調査に加えて、以下の実務家に聞き取り調査及び書面での照会を行うことにより、実務上民事保全・執行手続がどのように運用されているのかについての実態調査を行った。

- ① アチャ・ソングジャヤ判事（インドネシア最高裁判所裁判官（民事分野准長官））²
- ② モハンマド・サレ判事（インドネシア最高裁判所裁判官（特殊民事分野（執行等）准長官））
- ③ グスリザル判事（南ジャカルタ地方裁判所裁判官）
- ④ ヒクマハント・ユワナ教授（インドネシア大学法学部教授）
- ⑤ インサン・ブディ・マウラナ弁護士
- ⑥ フレドリック・ジェイ・ピナキュナリー弁護士

その結果、想像していたとおり、制定法の不備・欠缺を実務上の運用で補っている範囲がかなり広範にわたることが判明した。また、裁判官、法学者、弁護士それぞれの立場から同じ法制度に対する異なる評価も聞かれた。こういった実務家の生の声は貴重な資料になると思われるので、情報の確度にやや疑問を感じるようなものであっても、（脚注等を利用して）できる限りこの報告書のなかに織り込むようにした。

¹ 実際、筆者が現在出向中のインドネシアの法律事務所でも、外国企業に対しては、紛争解決手段としてインドネシアの裁判所ではなく、シンガポールや香港などの外国仲裁機関やインドネシアの仲裁機関を利用することが望ましい旨の助言をすることが多い。

² なお、アチャ判事の肩書きは聞き取り調査を行った際のもので、現在は既に裁判官を退官されている。

なお、今回の調査は、日本の法整備支援事業において主導的な役割を担う法務省法務総合研究所国際協力部の委託を受けて実施したものである。調査の初期段階から報告書の完成に至るまで、法務省法務総合研究所国際協力部教官の松川充康氏、名古屋大学大学院国際開発研究科の島田弦准教授、在インドネシア日本国大使館政務専門調査員の身玉山宗三郎氏の三氏には、調査の方向性や進め方について貴重な示唆、助言を頂戴するとともに、インドネシア最高裁判所を通じての民事手続関連法令等の資料の収集やインドネシア最高裁判所の裁判官その他の法曹実務家への聞き取り調査のアレンジ、インドネシアの民事手続制度に関する実質的な情報提供等、多大なご協力を賜った。また、聞き取り調査に快く応じて下さったインドネシアの各法曹実務家の方々、聞き取り調査の際に毎回通訳をお願いした Dr. Joko Sulistyono 氏、インドネシア語の文献の解読をサポートしてくれた Widyawan & Partners の同僚弁護士、本報告書の校正をお願いした長島・大野・常松法律事務所の秘書の杉浦千春さんなど多くの方々のご尽力により本報告書を完成させることができた。本報告書の作成に関わった全ての方にこの場を借りて改めて感謝の意を表したい。

第1章 インドネシアの民事手続法

1. インドネシア法の法源

インドネシアが現在の法体系を形成するに至った過程には、幾つかの重要な史実が存在する。そのなかでも特に重要なものが、①先住民族による慣習法の形成、②イスラム教の伝播に伴うイスラーム法の受容、③オランダ統治下におけるオランダ法の輸入、及び④戦後の独立に伴う法の現代化である。これらの史実がそれぞれ固有の法源となり、それらが時間軸に沿って重なり合いながら共存関係を築き現代に至っている。その結果、インドネシアの法体系の最大の特徴である重層的・多元的な法体系 (Legal Diversity) が実現されるに至った。現在は、戦後制定されたインドネシア憲法のもと、統一的な法体系の構築を進めている段階ではあるものの、いまだこの法の多元性は失われていない。以下、それぞれの法源について簡潔に述べる。

(1) 慣習法 (*Adat*)

インドネシアは、大小約1万7,500の島を有する世界最大の群島国家で、この島々に300を超す民族が住んでいると言われている。このような地理的環境及び民族の多様性を有する地域において、各地でその土地及び民族固有の慣習法が形成されたのはごく自然のことであったといえよう。かかる慣習法はアダット (*Adat*) と呼ばれ、インドネシアが第二次大戦後独立を宣言して以降近代法が導入された現代においても、各地において依然不文法という形式で残存していると言われている。例えば、土地に関する権利については、1960年に土地基本法 (1960年法第5号) (以下、「土地基本法」という。) が制定され、土地基本法に規定する土地上の権利と矛盾する慣習法上の権利については効力を認めないことが明記されているものの、アダットに基づく権利はまだ各地に残っていると言われている³。

(2) イスラーム法 (シャリア)

インドネシアでは、13世紀頃に島嶼部西部を中心に東西交易を通じイスラームが伝播し、イスラーム法も各地に受容されてきた⁴。このイスラーム法は、各地に既に存在した慣習法 (アダット) を補完しつつ、共存する関係を築いてきたと言われている⁵。現在インドネシアは人口の約9割がイスラム教徒という世界最大のイスラム教徒を擁する国家となったが、

³ 土地に関する慣習法については、中島成久「インドネシアの土地紛争 ―言挙げする農民たち―」(創成社)に詳しい。同書によれば、慣習法に基づく共有地権という土地の総有形態がまだ各地に残っており、西スマトラでは「共有地がいまだに全体の80%を占めている」と述べられている。群島国家という地理的環境と多様な民族が共存する国家において法の統一的な適用がいかに難しいかを示しているといえる。

⁴ 鮎京正訓編「アジア法ガイドブック」第5章インドネシア (島田弦)

⁵ 小林寧子「インドネシア 展開するイスラーム」12頁

イスラム教を国教と定めているわけではないため、イスラーム法が国家の規範として定められているわけではない。インドネシア法は宗教裁判所の設置を認め、婚姻、イスラーム法に基づく財産事項及び寄付行為等についての管轄を付与しているが、一般的な民事手続に関しては、イスラーム法の影響は受けていない。

(3) オランダ法

インドネシアは、オランダ東インド会社の進出以降、約 350 年間の長きにわたってオランダの支配下に置かれ、その間に複数のオランダ法が輸入され国内法として制定された。例えば、民法典、商法典、刑法典といった基本的な法律がオランダ統治時代に制定され、現在でも引き続き効力を有している。これは、インドネシアが 1945 年にオランダから独立して憲法を制定した際に、法の欠缺が生じることを回避するために経過規定を設け、独立宣言時に効力を有していた全ての法律は、1945 年憲法のもとで制定された新法によって代替されるまでの期間有効に存続し続ける旨が定められたことによる（1945 年憲法経過規定第 1 条）。このような経過規定が置かれた当時は、順次新法が制定されることが想定されていたはずであるが、民法典、商法典及び今回の調査対象となっている民事手続法についてはいまだ新法の制定がなされていない。その結果、60 年以上経った現在でも引き続きオランダ統治下で制定された法律がその効力を有している。

(4) 近代法

インドネシアが独立国家となった 1945 年以降に新憲法下で制定された法律がこの近代法のカテゴリーに含まれる。現行法上、①憲法、②国民協議会令、③法律及び法律代用政令、④政令、⑤大統領令、⑥州条例、⑦県・市条例という法規範のヒエラルキーの大枠が定められ⁶、下位法は上位法に抵触しない限度において制定することができるものとされている。将来的には、各法分野において新法が制定されるのに伴い対応する旧オランダ法が廃止され、同時に慣習法も少しずつ姿を消し、最終的には憲法を頂点とする近代法制下で一元的な法体系が構築され、それにイスラーム法が併存するという構造にゆるやかに推移していくことになるかと推測される。

2. インドネシアの民事手続法

上述のとおり、インドネシアは独立後、いまだ自国の民事手続法を制定しておらず、オランダ統治時代に制定された民事手続法が現憲法の経過規定に基づき、現在もなお効力を有している。オランダ統治時代に制定された民事手続法は、以下の 3 つである。

⁶ 法令の制定に関する法律（2011 年法第 12 号）第 7 条第 1 項

- ① 改正インドネシア手続法 (*Het Herziene Indonesisch Reglement*) (*HIR*)⁷
- ② 域外手続法 (*Rechtsreglement Buitengewesten*) (*RBg*)⁸
- ③ オランダ民事手続法 (*Reglement op de Rechtsvordering*) (*Rv*)

このうち、改正インドネシア手続法は、1941年に制定されたジャワ島及びマドゥラ島内で適用される民事手続法であり、域外手続法は、1927年に制定されたジャワ島及びマドゥラ島以外の地域で適用される民事手続法である。先にジャワ島及びマドゥラ島以外の地域で適用される民事手続法が制定されたのは、当時ジャワ島及びマドゥラ島にはオランダ人や中国人が多く居住していたことや、オランダ民事手続法が既に存在し、インドネシア固有の民事手続法を制定するのが相対的に難しい環境にあったため、結果的にオランダ人の支配力が相対的に弱かった地域において先にインドネシア固有の民事手続法が制定されたのではないかと考えられているようである⁹。改正インドネシア手続法と域外手続法は、1951年1月1日付緊急法第1号により効力を有するものとされ、さらに、最高裁判所の1964年第19号回状及び1965年第3号回状でインドネシアにおける民事手続法として効力を有する旨が確認されている¹⁰。したがって、いずれも現在でも法律としての効力を有しており、かつその適用関係も従来どおり、ジャワ島及びマドゥラ島の域内と域外でそれぞれ適用されている。今回の調査においては、日本企業にとって比較的関心の高いと思われるジャワ島及びマドゥラ島において適用される改正インドネシア手続法を対象として調査を実施した¹¹。

一方、オランダ民事手続法(1847年・1849年制定)は、原文は「西洋人に対する民事手続法」という意味である。かつてのインドネシアでは、インドネシアに在住する人種を土着のインドネシア人、その他のアジア人、西洋人の三つのグループに分け、実質的な支配権を有していた西洋人の大半を占めるオランダ人は、西洋人に適用される民事手続法は母国の民事手続法と同一のものであるべきとの考えに基づき、このオランダ民事手続法をインドネシア国内においても定め、西洋人に対してのみ適用していたという歴史的経緯がある。現在、オランダ民事手続法の法的効力は失われていると一般に解されているが¹²、オラ

⁷ インドネシア語では *Reglemen Indonesia yang Diperbarui* (RIB) と表記される。

⁸ インドネシア語では *Reglemen Daerah Seberang* (RDS) と表記される。

⁹ これは最高裁判所のアチャ判事の見解であるが、あくまで推測であり、正確な歴史的経緯については分からないという回答であった。ヒクマハント教授も正確なところは把握していないと回答している。現行法の制定経緯についてこの二人が把握していないというのは意外な印象を受けたが、インドネシアの法制史の研究が遅れていることの一つの証左といえるかもしれない。

¹⁰ 山下輝年「インドネシア司法事情」ICD ニュース 12号 161頁

¹¹ 最高裁判所のアチャ判事によれば、改正インドネシア手続法と域外手続法は多くの規定が共通しているとのことである。本来であれば双方の手続法を比較して検討するべきであるが、域外手続法については、オランダ語及びインドネシア語以外の文献がなく解説が困難という事情もあったことから、今回は改正インドネシア手続法に限って調査を実施した。

¹² 改正インドネシア手続法や域外手続法が上述の緊急法や最高裁判所回状によってその効力が明示的に認められているのに対して、オランダ手続法については同趣旨の法令又は回状が出されていない。他方で、憲法の経過規定により新法が制定されるまでは独立前に存在した法律の有効性が原則認められていることから、法的な意味で失効しているのかという点が問題になるが、今回の調査では確認ができなかった。た

ンダ民事手続法は改正インドネシア手続法や域外手続法に比して条文数が多く詳細な手続規定が置かれているため、現在の民事手続の運用上も、各裁判官によって適宜参照されガイドラインとしての役割を果たしているとのことである¹³。

なお、日本法下では、民事訴訟法、民事保全法、民事執行法の民事三法が備わっているが、インドネシアにおいてはこの区別はなく、上記改正インドネシア手続法や域外手続法のなかに民事訴訟、民事保全及び民事執行に関する手続が全て盛り込まれている。したがって、民事保全手続及び民事執行手続に関する最上位の法規範は、改正インドネシア手続法及び域外手続法の2つということになる。

3. 民事手続法に関する下位規範

上述のとおり、インドネシアは独立後既に60年以上が経過しているものの、自前の民事手続法をいまだに制定しておらず、その結果、現在効力を有する民事手続法は、時代遅れで現代の視点から見て必要十分な規定が置かれているとはとても言い難い。

それを補うために、最高裁判所は、最高裁判所規則¹⁴ (*Peraturan Mahkamah Agung*) の制定、最高裁判所回状 (*Surat Edaran Mahkamah Agung*) の回付、手続に関するガイドライン (*Pedoman Teknis Administrasi dan Teknis Peradilan Perdata Umum*)¹⁵ の制定等によって、不足する部分を補完してきた。

インドネシアにおいては、立法権限は立法府である国会及び地方代表議会から構成される国民協議会に帰属しているため、最高裁判所が新しい民事手続法を制定したり改正インドネシア手続法及び域外手続法を改正することはできない。他方で、最高裁判所法 (1985年法第14号 (2004年法第5号及び2009年法第3号により改正されている。)) (以下、「最高裁判所法」という。) に基づき、最高裁判所には下級審の裁判所を含めた全ての裁判所の裁判手続に関する細則を定める権限が付与されており、これを受けて多数の最高裁判所規則が制定されている。また、それに加えて、法的拘束力はないものの、民事手続の指針として最高裁判所が多数の回状を出しており、下級裁判所は実務上、この回状に従って民事手続を行っている。

本稿においては、民事訴訟手続自体は調査の対象から除外しているため、下位規範につ

だ、少なくとも実務上は、法的効力はないという理解に基づき運用されているということで一致した回答が得られた。なお、この点、島田弦准教授は前掲「アジア法ガイドブック」のなかで、「日本の東インド植民地占領中、日本軍軍政監部はヨーロッパ人に適用される司法制度を廃止した。」と述べられており (134頁)、このように理解すれば現状の運用とも整合している。

¹³ 例えば、後述するように、外国判決の執行力の有無については、改正インドネシア手続法においては何ら規定はないが、オランダ手続法のなかで、外国判決はインドネシア国内で執行することはできない旨規定されており、それが援用されて、インドネシアでは外国判決による強制執行はできないという運用がなされている。

¹⁴ 2008年からのJICA主導の司法支援プロジェクトによって制定された調停に関する最高裁判所規則2008年1号もその一つである。

¹⁵ 本ガイドラインは日本からの司法支援も受けて2006年に改定されたものである (ICDニュース第30号参照)。

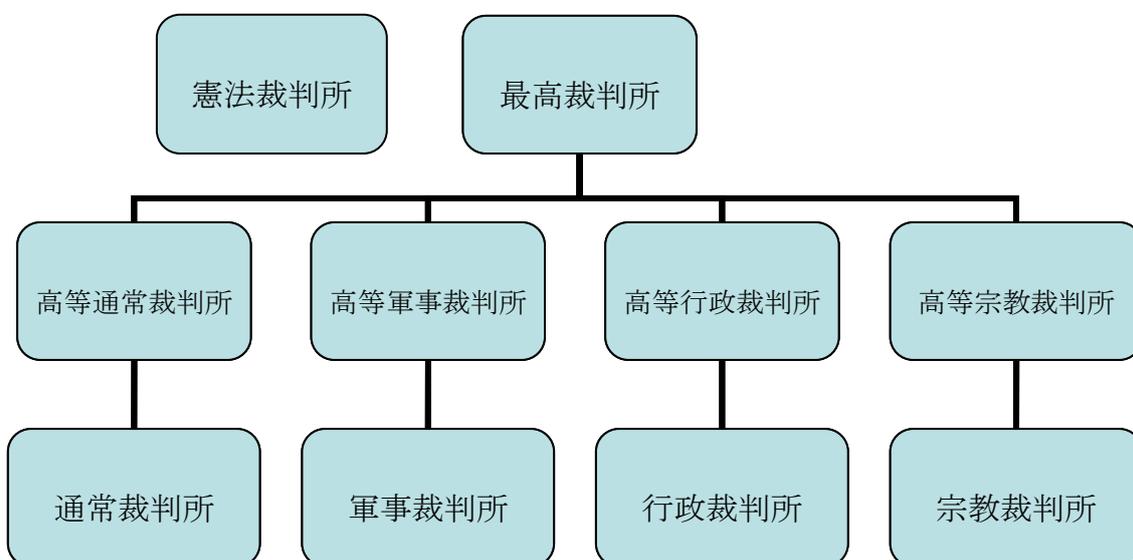
いても民事保全手続及び民事執行手続に関連するものに限定して分析を行った¹⁶。該当する規則及び回状の内容については、後述する¹⁷。

¹⁶ 手続に関するガイドライン (*Pedoman Teknis Administrasi dan Teknis Peradilan Perdata Umum*) についても今回は調査の対象からは除外している。

¹⁷ 民事保全・執行手続に関する下位規範の洗い出しは在インドネシア日本国大使館政務専門調査員の身玉山宗三郎氏にご協力いただいた。

第2章 インドネシアの民事裁判制度の概要¹⁸

インドネシアにおいて、司法権は最高裁判所及びその管轄下にある下級裁判所並びに憲法裁判所にのみ帰属し、これらの裁判所は他の機関からの独立性が保障されている。下級裁判所には、通常裁判所に加えて、宗教裁判所、軍事裁判所及び行政裁判所が存在し^{19,20}、それぞれに地方裁判所と高等裁判所が設置されている（憲法第24条第2項）。高等裁判所の判決に対して上訴する場合には最高裁判所に対して申し立てることになり、日本と同様に三審制の手続が保障されている。なお、憲法裁判所は、憲法違反の申立てを審理する特別裁判所として設置され、この憲法裁判所に限り審級制ではなく、一審限りで判決が確定することになる。裁判所の組織構造を図示すると、以下のとおりである。



高等裁判所の判決に対する最高裁判所への上訴に関して、最高裁判所法において一定の上告理由を定めているように見受けられるものの、実務上は上告制限として機能していないと言われている。他方で、最高裁判所は法律審であり、事実問題については審理を行わないのが原則であり、したがって証拠調べ手続は実施されない。しかしながら、結果的に

¹⁸ 本稿は民事保全手続及び民事執行手続に焦点を当てた調査報告であることから、民事訴訟手続の詳細については触れない。インドネシアの民事訴訟手続の詳細については、山下輝年「インドネシア司法事情」ICD ニュース 12 号 157 頁以降及びヒクマハント教授の“Dispute Resolution Process in Indonesia”（2003 年 3 月アジア経済研究所）を参照されたい。

¹⁹ 破産法や知的財産法上、「商事裁判所」という概念が登場するが、これは日本の裁判所制度上の商事部に相当するもので、通常裁判所のなかの特別部として設置されているものである。

²⁰ これらとは別に、特別法廷の一つとして、税務裁判所に関する法律（2002 年法第 14 号）に基づき、2002 年に税務紛争を専門に扱う税務裁判所が設置された。税務裁判所は、訴訟技術面は最高裁判所がサポートしているものの、人事・運営・財務面については財務省が管轄している（同法第 5 条）点で、他の裁判所とは性質を異にする。税務裁判所は一審限りで判決が確定するが、一定の要件を満たす場合には最高裁判所への再審の申立てが認められている。

は大多数の案件が最高裁判所に上告され、現在数万件の未済案件が最高裁判所に滞留していると言われている。

また既に確定した判決に対して、最高裁判所の司法審査手続 (*judicial review*) という制度が設けられている。これは日本の再審制度に類似の制度であり、新規証拠が発見された場合や裁判所の判決に明確な誤りがある場合など一定の場合に限り、最高裁判所が当該確定した判決の再度の審査を行う手続である²¹。

本稿は、通常の民事事件に関連してどのような保全・執行手続が法律上利用可能で、また実務上どのような運用がなされているかを調査対象とするものである。したがって、第一審の通常裁判所に対して民事事件が提起され、判決が確定したという前提で、以下検討することとしたい。

²¹ 最高裁判所法第 66 条以下

第3章 インドネシアの民事保全の法制度と運用の実情

1. 民事保全制度の意義

民事保全制度は、民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための制度である。原告が本案で勝訴したとしても、執行可能な被告の財産が確保されていなかったり、本案の対象となっている財産が既に第三者に処分されていたり、或いは、既に回復できない損害が発生してしまっているような場合には、実質的な意味での権利の実現・回復は困難である。かかる事態を避け、最終的な権利の実現・回復を担保するために本案の判決が確定する前に暫定的に取りうる手段が民事保全である²²。

かかる民事保全制度の趣旨に鑑みれば、民事保全手続は本案訴訟の提起前に取られるのが望ましいということになる。いったん本案訴訟が提起されると、訴状の送達により被告が訴訟が提起されたことを知るに至り、例えば財産の隠匿や本案の対象となる財産の処分を行い保全自体を行うことが困難になる可能性があり、また、緊急に被害を食い止めるためには本案の提起では対応できず、暫定的であっても短期間のうちに裁判所の決定を得て行為の差止め等を行う必要があるからである²³。

2. インドネシアの民事手続法における保全制度

(1) 改正インドネシア手続法

改正インドネシア手続法では、第226条及び第227条において、民事保全に関する手続が規定されている。これらの和訳については、別紙1を参照されたい。

第226条は動産の所有者（真の権利者）が当該動産の差押えを本案提起に先行して第一審の裁判所に対して申し立てることができる旨定めている²⁴。差押後に提起される当該動産に関する本案訴訟において、申立人である原告が勝訴した場合には当該差し押さえられた動産が原告に引き渡され、敗訴した場合にはその差押えが取り消される。本条の差押えの対象は「自己が所有する動産」に限定されており、動産の所有者が占有者に対して当該動産の返還・引渡を請求する際に利用される保全手続であると考えられる。

これに対して、第227条は①判決又は当該判決の執行の前に、②対象財産の隠匿や処分

²² 日本法下では、本案の提起前に被告の執行可能な財産を暫定的に差し押さえる仮差押え、係争物について占有移転や処分を禁止する仮処分、及び争いのある権利関係について債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるために債務者に対して特定の作為・不作為を強制する仮処分（仮地位仮処分）という三つの類型を「民事保全」と総称している。

²³ 日本の民事保全法における民事保全手続は、付随性、暫定性、緊急性、密行性の4つの性格を有するものであると説明される。（ただし、仮地位仮処分の密行性については明文上否定されている。）

²⁴ 同条第4項において、保全処分がなされた場合に、裁判所書記官は、申立人に対して本案の提起を行うよう通知する旨規定していることから、文言上は、本案提起の前に保全処分が可能であるように読める。ただし、後述するとおり、現在の実務では本案訴訟提起前の保全の申立ては認められていない。

をするおそれが生じた場合に、債権者の申立てにより当該財産の差押えができるとされている。この申立てを行うためには、第一審裁判所において本案とは別に保全の申立てを行わなければならないとされており、本案が提起されていることが前提とされているようにも読めるが、保全の申立てを本案訴訟の提起前に行うことができるかについては、文言上は必ずしも明らかではない。差押えの対象となる財産については、動産及び不動産のみ規定されており、金銭債権の差押えが可能かについては何ら定めがない。また、差押えの対象となる財産が広く債務者の一般財産なのか本案の対象となっている財産に限られているのかについても、条文からだけでは必ずしも明らかではない。

(2) 下位規範

民事保全手続に関する下位規範には最高裁判所回状 1975 年第 5 号がある。この回状では、保全手続の運用に関して次のとおり述べている。

- ① 保全手続に際しては慎重に運用するとともに、民事手続法（HIR 第 227 条、RBg 第 261 条）に規定された要件を必ず遵守すること。
- ② 保全手続（*conservatoir beslag*）と返還手続（*revindicatoir beslag*）の相違を十分に考慮すること²⁵。
- ③ 理由の無い保全が認容されないよう、保全申立書及び保全決定書には、その理由を明記しなければならない。
- ④ 保全手続で仮に差し押さえられる財産が本案の債権額を超えることがあってはならない。
- ⑤ 保全目的の差押えを行う場合、先に動産を差し押さえ、それでも債権額に満たない場合に、不動産の差押えを行うことができる。
- ⑥ 不動産の差押えの際には、改正インドネシア手続法第 198 条及び第 199 条並びに域外手続法第 213 条及び第 214 条を常に考慮し、差し押さえた不動産の権利移転がなされないように差押調書の写しを不動産登記所に対して提出すること。
- ⑦ 本案に関して債権者が勝訴するかのような誤った印象を与えないために、差し押さえた財産を債権者に引き渡してはならない。

全体的に、保全手続については慎重な運用を求める内容である。この回状は現在も引き続き効力を有しており、第一審裁判所が保全手続を行う場合の一つの指針となっている。

²⁵ 改正インドネシア手続法第 227 条が *conservatoir beslag* について定めた規定で、第 226 条が *revindicatoir beslag* について定めた規定である。

(3) 知的財産法

特許法（2001年法第14号）、著作権法（2002年法第19号）、意匠法（2000年法第31号）、商標法（2001年法第15号）においては、これらの知的財産に関して侵害行為があった場合に、かかる侵害行為の差止め及び侵害行為に関する証拠の保全に関する仮処分の申立てが可能とされている。該当条項は別紙3に記載のとおりである。

これらは法律上の制度としては存在するものの、施行規則がまだ制定されていないため実務上はまだ利用できる段階に至っておらず、実際仮処分が行われた事例は今のところ存在しない²⁶。

3. 民事保全手続の運用の実情

上述のとおり、現行法上民事保全手続について定めた明文の規定は極めて限られており、かかる明文の規定だけから実務上どのように民事保全が図られているのかを推し量ることは困難であった。そこで、前掲のインドネシアの法曹実務家からの聞き取り調査を実施し、その結果、様々な運用の実態が明らかになった。以下、かかる実務上の運用について報告する²⁷。

(1) 民事保全手続の類型

改正インドネシア手続法下では、上述のとおり、自己の所有する動産に関する保全手続（第226条）と、本案訴訟の相手が所有する財産の保全手続の2つの類型を定めている。前者は、“revindicatoir beslag”、後者は“conservatoir beslag”と呼ばれ、これらはオランダ法に起源を有する概念である。上述の最高裁判所回状1975年第5号においてもこの2つの手続の相違が強調されていることから推し量られるように、この2つの類型については、実務上も認識されているようである²⁸。

²⁶ 最高裁判所のアチャ判事によれば、知的財産法上の仮処分に関する施行規則の草案自体はほぼ出来上がっているとのことである。ただ、知的財産権の侵害に対してのみ適用される保全制度を設けるという発想自体にインドネシアの立法政策の問題点が垣間見える。日本法上は知的財産権の侵害を含む全ての民事上の権利侵害に対して民事保全法上の保全制度が適用されるように、インドネシアにおいても、まずは民事上の権利侵害に対して普遍的に適用可能で有効に機能する民事保全制度を構築することが検討されるべきであろう。その上で、知的財産権の侵害について特別な手当てが必要であれば、追加的に手当てをするというのが立法の筋道であるはずだが、そういった抜本的な制度改革をすることなく、ニーズの高い分野について継ぎ接ぎ的な手当てによって対処しようとするところに、インドネシアの民事手続制度の改革に対する意思の弱さが感じられる。

²⁷ 今回の調査を通じて、制定法が不十分な結果、裁判官の裁量に委ねられている部分が広範にわたることが判明した。この運用に関する実情の内容は、最高裁判所と南ジャカルタ地方裁判所の各裁判官からの聞き取りに基づいているが、他の地方裁判所で異なる運用がなされている可能性があることは否定できない。

²⁸ しかしながら、このような分類には論理的には矛盾を孕んでいるようにも感じられる。本案の訴訟物である動産の真の権利者が誰であるかは、最終的には本案の審理を通じて判断されるものであり、「動産の所有者」であれば、第226条に定める保全手続が可能であるというのは、論理的には成り立ちえないからで

改正インドネシア手続法第 226 条は、本案の訴訟物となる動産の差押えを認めるものであり、この点で日本法上の係争物に関する仮処分に類似した制度であるといえる。ただし、文言上、対象となる財産は動産に限定されていること、保全の方法については差押えのみ認められていることなど異なる点も多い²⁹。

他方、改正インドネシア手続法第 227 条第 1 項を字義どおりに解釈すれば、本案の対象となっている財産に対する保全のみを認めているようにも読める。しかしながら、実務上は同条に基づく債務者の一般財産に対する保全処分も認められているようで、こちらは日本法上の仮差押えに類似した制度であるといえる。

なお、改正インドネシア手続法上は、日本法上の仮の地位を定める仮処分に相当する制度は規定されていないが、ガイドラインとして利用されているオランダ民事手続法に類似する制度があり、例えば出版禁止の仮処分や建築禁止の仮処分といった申立ても実務上は受理されることになっているようである³⁰。

(2) 保全手続の申立ての時期

保全手続は、その緊急性や密行性という性質に鑑みれば、本案訴訟の提起前の申立てが認められるべきという結論になりそうであるが、インドネシアの現在の実務では、本案提起前の保全の申立ては受理されていない。過去には本案提起前の保全の申立ても認められていたようであるが、保全処分だけしておいて本案をいつまでたっても提起しないという濫用事例が目立ったため³¹、現在では、本案の提起と同時にそれ以後の申立てでなければ受理しないという扱いにしているとのことである。少なくとも改正インドネシア手続法第 226 条は、明文上、本案提起前の保全申立てを認めていると解釈できそうであるが、実務の運

ある。(他方、自己が本案で所有権の存在を「主張する」動産については、第 226 条において保全処分の申立てが可能で、それ以外の債務者の一般財産については第 227 条で保全処分の申立てが可能といった整理であれば、論理的には成り立ちうると考えられる。実務的にはそのような整理で運用されているのではないかと推測されるが、条文の規定ぶりは論理的に違和感を覚えるものである。) 現在でもこの 2 つの手続の区別は認識されているものの、実務上は、必ずしも厳密な運用がされているわけではない印象を受ける。例えば、自己が所有権を有すると主張する不動産の明渡請求権を本案とする当該不動産の保全を申し立てる場合、改正インドネシア手続法の本来の解釈にたとえば、第 226 条は対象を動産に限定しているため、第 227 条は対象を債務者の財産に限定しているため、いずれによっても保全の申立てができないことになるが、実際はかかる保全の申立ても認められているようである。

²⁹ ただし、上述のとおり、実務の運用としては保全の対象になる財産は動産に限られているわけではない。

³⁰ 南ジャカルタ地方裁判所のグスリザル判事によれば、特に弁護士が代理人として申し立てる事件では仮処分の申立てが本案の申立てと同時になされるケースも多いという。しかしながら、地裁の実務上、仮処分の申立てを認容するケースは極めて稀とのことである。その理由としては、①オランダ民事手続法というあくまでガイドラインとしての効力しか有さない手続を前提とする制度であること、②地裁の裁判官としては、保全の申立てに対しては慎重に対処する必要がある、保全を認めた後に本案で原告(債権者)が敗訴するという事態を最も嫌う傾向があるため、とのことであった。

³¹ この点、日本の民事保全法では、保全命令を出した裁判所が債権者に対して一定期間内に本案訴訟を提起するよう命じることができ、この期間内に本案訴訟の提起がなされない場合には保全命令が取り消されること(民事保全法第 37 条第 1 項乃至第 3 項)、保全命令の際には担保の提供が求められること(民事保全法第 14 条第 1 項)により、濫用的な保全申立てを抑制しているが、後述するようにインドネシアではいづれの制度も用意されていないため、濫用事例の抑制ができなかったのではないかと推測される。

用として認めていないとのことで、法改正をせずに法に反する運用を行っている一例と言えよう³²。

実務的には、例えば、原告が金銭債権の支払請求権を訴訟物とする本案の申立てを行う場合、保全処分が可能な被告の資産をその時点で探知できていれば、保全の申立ても同時に行う場合が多いようである。ただ、特に預金債権等被告の資産を探知することは必ずしも容易ではなく、そのような場合にはいったん本案の申立てを行い、目ぼしい資産を見つけた時点で保全の申立てを追加的に行うという場合もありうる。保全の申立ては、本案訴訟の第一審判決が出され、その後、控訴された段階であっても可能である。（その場合の申立ては控訴審ではなく第一審の裁判所に対して行うことになる。）第一審で原告が仮執行判決を求めてそれが認容された場合は仮の執行が可能になるが、後述のとおり仮執行判決は実務的には利用頻度が低く、したがって、本案が控訴審に係属した後に保全申立てがなされるということも実務上は一定数存在するようである³³。

(3) 保全申立ての実体的審理

保全の申立ての管轄裁判所は、本案訴訟の管轄裁判所と同一である³⁴。したがって、保全の申立てが本案訴訟と同時になされた場合、本案訴訟が第一審裁判所に係属中になされた場合、又は第一審の判決が既に出され、上級審に係属している段階で保全の申立てがなされた場合、いずれも本案訴訟の第一審の管轄裁判所に申し立てられることになる。実務上は、本案訴訟の提起と同時に保全申立てがなされることが最も多いことから、以下、それを前提に審理の流れについて概観する。

保全の申立てがなされた場合、本案の提起と同じく、債務者に対して当該申立てが送達され、債務者も保全の申立てがなされたことを知ることになる。そして、本案と同一の裁判体によって審理がなされることになるが、審理の方式も本案と同様、公開の法廷で当事者双方が出席のもと証拠調べ手続がなされ、裁判所が一定の心証を形成した段階で、本案の判決に先立って保全の決定が出されることになる。ただし、このことは、本案の審理に先立って保全の審理がなされることを意味しない。これは、保全の実体的要件をどのように解釈しているかという点とも関連する問題であるところ、改正インドネシア手続法第 227 条は、債務者が物品の隠匿や横流しなどを行う疑いが生じた場合に保全の申立てを認めるとして、いわゆる「保全の必要性」を明文上の要件としている（これに対して第 226 条の手続では保全の必要性は要件とされていない。）³⁵。しかしながら、実務上は、この「保全

³² 本来の制度趣旨に鑑みれば、本案前の保全の申立てを認めつつ、一定期間内に本案の申立てを行わない場合に、保全の効力を失効させるという運用に変更することで対処すべきであるように思われる。

³³ 仮執行判決については、第 4 章第 5 項を参照されたい。

³⁴ 改正インドネシア手続法第 226 条第 1 項では、動産の保持者の居住地又は住所登録地を管轄する第一審裁判所に対して保全の申立てを行うことと規定されているが、現在の実務としては、本案訴訟が継続する裁判所と同じ裁判所が管轄を有する運用がなされている。

³⁵ 日本法上の民事保全命令の実体的要件は被保全権利と保全の必要性であり（民事保全法第 13 条第 1 項）、

の必要性」よりも、被保全権利が存在しているか否かの事実認定により重点が置かれており、本案の訴訟物に関する証拠調べを行い、被保全権利の存在について十分な心証³⁶が得られない限り、どんなに保全の必要性が認められても、保全の決定を出すことは無いとのことである。裏を返せば、被保全権利の存在についての十分な心証が得られれば、保全の必要性については緩やかに認定され、保全が認容されているケースが多いようである（改正インドネシア手続法第 226 条の保全手続では、そもそも保全の必要性が不要であるとされており、被保全権利の存在についての十分な心証が得られれば、保全が認容されるようである。）。この保全の申立てが認容されるために必要な立証のレベルについては、本案の事実認定に必要な立証と同じレベルの立証が要求されるのか、或いは、日本と同様、本案の事実認定よりも低いレベルの立証で足りるのかについては、明文の規定がなく、この点は個々の裁判官の裁量に委ねられていると思われる³⁷。

このように保全の決定を出すに際しては、本案の訴訟物に関する証拠調べ手続を十分に行うのが実務の通例であり、その結果民事保全に要する期間も、それだけ長くなる。個別の案件によって要する期間はまちまちであるが、南ジャカルタ地方裁判所では、申立てがなされてから決定がでるまでの期間は平均すると約 4 ヶ月程度とのことで、日本法下の民事保全手続に比べると非常に長い期間を要している³⁸。

(4) 立担保義務

インドネシアの民事保全手続においては、保全の決定を出す際に裁判所が債権者に対して担保の提供を求めるということは一切行われていない。これは、日本の民事保全手続と大きく異なる点である³⁹。保全決定の際に担保の提供を求める制度趣旨は、違法・不当な保全処分の執行によって債務者が受けるであろう損害を担保することであるが、実際の機能

保全手続の 3 類型それぞれに保全の必要性が具体的に定義されている（民事保全法第 20 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 2 項）。

³⁶ 保全が認められるために必要な立証のレベルについては、日本法上は疎明で足りるとされており（民事保全法第 13 条第 2 項）、保全手続の本質から、本案の立証に必要なレベルとは明確に差違があることが認められている。

³⁷ この点、南ジャカルタ地方裁判所のグスリザル判事は、保全決定を出した後に、本案訴訟で被保全債権の存在が認定できなくて保全決定が取り消されるという事態は裁判官として最も避けなければならない事態だということを特に強調されていた。したがって、保全決定を出す前に本案の訴訟物に関して十分な証拠調べを行い、本案の事実認定に関する心証がほぼ固まった段階でなければ、保全の決定は出していないような印象を受けた。

³⁸ この平均 4 ヶ月という期間だけを考慮しても、インドネシアの民事保全制度は、悪意をもって資産の隠匿や処分を企図する債務者に対抗する手段足りえない。マウラナ弁護士によれば、実務的にも保全処分の対象となっている財産の隠匿や処分がなされ、保全ができないというケースも多々あるようで、これに対する有効な手段は残念ながら無いということである。

³⁹ 日本の民事保全法は、保全命令は、担保を立てさせて、もしくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる（民事保全法第 14 条第 1 項）と定め、保全命令に際して裁判官の裁量によって担保を立てさせることが可能であり、実務的には、金員仮払戻処分等を除く、ほとんど全ての保全命令は、担保を立てさせてから発している。（須藤典明・深見敏正・金子直史著「リーガル・プログレッシブ・シリーズ 1 民事保全（改訂版）」59 頁）

としては、「債権者に立担保の負担を課することによって、濫用的な保全命令の申立てを抑制する機能もあり、さらには、債務者審尋を経ることなく迅速な保全命令を発することを正当化する機能もある」と解されている⁴⁰。

これに対して、インドネシアの民事保全手続では、債権者に対して立担保義務を課することは制度上も運用上もないため、①債権者側に保全の申立てを行うデメリットや心理的な抑制が無く、本案提起前の濫用的な申立て事例が増えた結果、本案提起前の保全の申立てを運用上受理しないという扱いにせざるを得なくなったこと、②仮に違法・不当な民事保全を裁判所が認容した結果債務者が損害を被った場合に、その損害を回復する制度的担保が無い場合、保全の決定を出すに際してはどうしても慎重にならざるを得ないこと、といった弊害が生じ、結果的にかなり硬直的で効果の低い制度運用になってしまっている。

立担保制度の導入については、立法論として検討に値するものと考えられる⁴¹。

(5) 保全命令の執行

裁判所から保全命令が出された場合、保全命令の執行はその裁判所が任命する執行官と2名の証人によって執行がなされる。これは、後述する民事執行手続でも同様である。執行官は最高裁判所によって任命され各地方裁判所に配属される執行を担当する職員であり、証人は各地方裁判所によって任命され、当該地方裁判所に所属する職員である⁴²。

具体的な保全の方法は、対象財産の種類によって異なるが、共通するのは財産の処分のみが禁じられ、当該財産を従前どおり使用することや、それを使用して収益を上げることが禁じられていないという点である。すなわち、不動産に関しては対象不動産の土地登記簿上に保全処分の登記がなされるのみで、権利者である債務者が引き続き占有し続けることができる。動産についても法律上の登録がなされる自動車や二輪車については登録簿に保全処分がなされた旨の付記がなされるものの、権利者である債務者が引き続き占有し利用することができる。法律上の登録制度のないその他の財産についても、執行官が当該財産の所在地を管轄する行政庁を通じて一定の方法による公示がなされているとのことである。他方、債権に関しては、例えば預金債権を仮差押えする場合、執行官が第三債務者である金融機関に証人とともに赴き、当該金融機関に対して保全命令を示し、対象となる預金口座を凍結させ、預金口座の名義人による引出しや送金などの処分ができないような処理を行うよう命じる。

⁴⁰ 前掲「リーガル・プログレッシブ・シリーズ1 民事保全（改訂版）」61頁

⁴¹ しかしながら、最高裁判所のアチャ判事、サレ判事によれば、今のところ立担保制度を導入するという予定はなく、検討もしていないということであった。

⁴² 南ジャカルタ地方裁判所のグスリザル判事によれば、現在南ジャカルタ地方裁判所には7名の執行官と約50名の証人が職員として配属されているとのことである。

(6) 保全命令の効力

保全命令の効力は、本案の判決が確定し、本執行がなされるまでの間継続する。仮差押えがなされている場合は、債権者である原告の本案の勝訴が確定した場合は、改めて本差押えの手続を行う必要はなく、本案の確定により仮差押えの効力がそのまま本差押えとしての効力を有することになり、確定判決をもとに強制執行の申立てを受けた裁判所は、直ちに差し押さえられている財産の換価手続に移行することができる。

反対に、保全命令が出された後、債権者である原告の本案での敗訴が確定した場合には、保全命令の効力は当該本案の判決で取り消され、保全の登記がなされている場合には、執行官によりその抹消登記がなされることにより従前の状態が回復される。債務者である被告が特段何らかの行為を行う必要はない。

第4章 インドネシアの民事執行の法制度と運用の実情

1. 民事執行制度の意義

民事執行制度は、民事訴訟により勝訴判決を得た原告が権利回復を実現するための最終的な履行強制手段である。本案で勝訴しただけではまだ実質的に原告の権利は回復されておらず、仮に被告が判決に基づく債務の履行を拒んだ場合には、国家権力を利用して被告の債務の履行を強制できる仕組みを備えることにより初めて民事訴訟手続が実効性のある紛争解決手段として意味を持つことになる。したがって、民事執行は民事訴訟及び民事保全と三位一体をなし、裁判制度を利用した民事紛争の解決手段の根幹をなす制度である。

2. 民事手続法における執行制度

(1) 改正インドネシア手続法

改正インドネシア手続法では、判決の執行に関しては第180条及び第195条乃至第225条に規定されている。このうち、第209条から第223条までは債務者が債務を履行できない場合の身柄拘束に関する規定であるが、インドネシア憲法が施行されて以降、かかる身柄拘束は人権擁護の観点から問題があるとして適用された事例はない。

したがって、改正インドネシア手続法の執行に関する規定のうち現在効力を有するのは第180条、第195条乃至第208条及び第224条乃至第226条の第18条ということになる。これらの条文の和訳については別紙2を参照されたい。具体的には、仮執行宣言付き判決（第180条）、民事執行の裁判管轄（第195条）、執行手続前の債務者への催告手続（第196条）、執行の申立ての手続（第197条）、差押えの手続（第198条）、差し押さえられた財産の処分禁止（第199条）、差し押さえられた財産の換価手続（第200条）、複数の差押えの申立て（第201条乃至第205条）、少額債務の執行手続（第206条）、執行に対する債務者による不服申立て（第207条）、執行に対する第三者による不服申立て（第208条）、担保権の実行（第224条）、間接強制（第225条）といった内容が規定されている。

これらの規定のなかには、現在の司法制度下においてもそのまま適用が可能な規定も存在し、後述するように実務の運用で補完されながら適用されている規定もある。他方で、現在の司法制度や社会制度と明らかに齟齬する規定や、現代の社会制度下においては適用できない内容の規定も存在している。一例を挙げると、下記のような規定である。

- ① ヨーロッパ人が差押えの際の証人の信頼性を確認することとされている規定（第197条第7項）
- ② 既に効力を有していない不動産登記法が引用され、それを前提とした不動産の名

- 義変更手続が定められている規定（第 198 条第 1 項）
- ③ 村長による通知義務が定められている規定（同条第 2 項）
 - ④ 金銭の単位がかつてのオランダの通貨である「ギルダー」が使用されている規定（第 200 条第 2 項、第 9 項、第 206 条第 1 項）
 - ⑤ 動産の売却が当地の「慣習」に従って公表された後に実施すると定められている規定（第 200 条第 6 項）
 - ⑥ 動産の差押えが裁判長から任命された地区長が行うと定められている規定（第 206 条第 1 項）

改正インドネシア手続法を概観するに、そのまま現代の民事執行制度に適用ができる条項は限られており、また、仮にその制度趣旨自体は現代の民事執行において有用であるとしても、手続の詳細が定められておらず、これらの条項だけで民事執行手続が機能するというは有りえない。後述する下位規範と合わせて解釈したとしても、民事執行手続のかなりの部分について明文の手続規定が欠如しており、本章第 3 項で述べるとおり、実務上裁判官の裁量に委ねられている部分は大きい。

(2) 下位規範

民事執行手続に関連して発行され、現在でもその効力を有している最高裁判所回状が複数存在する。かかる回状の要旨は、次のとおりである。

(ア) 最高裁判所回状 1962 年第 2 号

不動産の強制執行を行うに際しては、執行官は差押対象の不動産の境界を確認し、かつ当該地区の官吏の立会いのもと実行しなければならない。また、差押対象の不動産の境界と実際の境界とに不一致がある場合には、差押対象物の不存調書を作成しなければならない。

(イ) 最高裁判所回状 1973 年第 2 号

競売所が地方裁判所の所在地に存在する場合には、競売を通して強制執行を行わなければならない。また、競売所が地方裁判所の所在地には存在しない場合には、裁判所の所長は、強制執行を円滑に行うために競売を実施する第三者を指名し、当該第三者（裁判所の職員には限らない）は民事手続法及び競売に関する手続規則を遵守して競売手続を行わなければならない。

(ウ) 最高裁判所回状 1975 年第 6 号

改正インドネシア手続法第 180 条第 1 項において仮執行判決（直ちに執行可能な判決）が制度上許容されているものの、仮執行判決は例外的な措置であり、同条の要件に加えて以下の要件を満たす場合にのみ許容される。

- ① 保全手続に基づいて差し押さえている財産の価額が、本案で認容される債権額に比して十分でないこと。
- ② 本案で認容される額に見合う額の担保が申立人によって提供されていること。

(エ) 最高裁判所回状 2000 年第 3 号

仮執行判決を出すに際しては、改正インドネシア手続法第 180 条第 1 項に規定される要件に加えて、①請求債権が内容、署名ともに争いのない真正な書証に基づいて主張されている債権であること、②請求債権が金銭債権である場合には、その額が確定していて争いがなく、③請求債権が土地又は建物の賃貸借に関するものである場合には、賃貸借関係が終了しているか、賃借人が債務を履行していないことが証明されていること等の要件を満たすものでなければならず、さらに、地方裁判所でかかる仮執行判決が出された場合には 30 日以内に高等裁判所に対して当該判決の写しを提出しなければならない。加えて、仮執行判決の際には、申立人は仮に執行される財産と同額の担保を提供しなければならない。

(オ) 最高裁判所回状 2001 年第 4 号

仮執行判決及び保全決定に関する要望や苦情が多いことを受けて、特に仮執行判決は、法律上の要件に加えて最高裁判所回状 2000 年第 3 号で述べた差押対象物と同額の担保提供義務を課さない限り認められない旨再度通達する。

3. 民事執行手続の運用の実情

民事執行手続に関する規定は、民事保全手続に関する規定に比べると条項数は多く、一通りの規定は設けられているものの、上述のとおり、現在の時代に沿っていない規定も多く、かかる制定法だけから現在、実務上どのように民事執行が行われているかを推し量ることは困難であった。そこで、民事保全手続の調査同様、上述のインドネシアの法曹実務家からの聞き取り調査を行い、その結果判明した実務上の運用について、以下のとおり報告する。

(1) 民事執行手続の種類

改正インドネシア手続法は、判決の執行について第 195 条から第 208 条において規定し、担保権の実行についてこの判決の執行に関する規定が準用されることが第 224 条において規定されている。強制執行は金銭執行と非金銭執行の 2 つに大別され、金銭執行は、債務者の一般財産に対する直接強制の方法によって満足を得ることになり、債権者がその対象として何を選択するかによって手続が異なるところ、改正インドネシア手続法は、不動産と動産の 2 種類の対象についてしか規定していない。民事執行の運用上は、債権は動産に含まれるものとして解釈されているようで、債権の執行については、動産の執行手続が適用又は準用されているとのことである⁴³。非金銭執行については、行為債務の履行がなされない場合の間接強制の手続について同法第 225 条に規定されているのみである。そもそも、非金銭執行が認められるかどうかという点について、改正インドネシア手続法は何も規定していないが、現在の運用上、不動産の明渡しや動産の引渡しの強制執行も行われているようである。

(2) 判決確定後の強制執行の申立ての流れ

(ア) 管轄

第一審裁判所において判決が出され、それが確定した場合、その判決の執行は、その審理を行った第一審裁判所の指揮命令下で行われる（改正インドネシア手続法第 195 条第 1 項）。執行の対象となる財産が当該裁判所の管轄外に存在する場合には、当該対象物の所在地を管轄する地方裁判所に協力を要請し、当該地方裁判所によって執行がなされることになる。当該執行の対象となった財産が自己の所有物であることを主張する第三者が当該判決の執行に対して不服を申し立てる場合には、その地方裁判所が裁判管轄を有する。

(イ) 申立て

判決の確定後、敗訴者が判決に従う意思がない場合、又は判決に従った履行をしない場合には、原告は上述の裁判所に対して判決の執行の申立てをすることができる（改正インドネシア手続法第 196 条）。この申立てを受けた裁判所は、裁判所が定める期間内（8 日以内）に判決に従った債務の履行を行うよう敗訴者に対して催告（*aanmaning*）を行い、かか

⁴³ しかしながら、後述するように動産執行と債権執行では換価手続が決定的に異なる。動産執行の場合には、それを金銭に換価するための手続が必須であるが、債権執行の場合には、当該債権が金銭債権のときには、換価手続が不要となり、すぐに回収した金員の分配手続に移行するはずである。したがって、本来別途手続規定が定められる必要があるはずであるが、この点は実務の運用に委ねられているようである。

る期間内に履行がなされない場合、裁判所は強制執行のに移行する（同法第 197 条第 1 項）⁴⁴。

（ウ） 執行の対象財産

差押えの対象となる財産は、債務者の一般財産である。法はまず動産に対して執行を行い、動産の執行だけでは債権を満足させることができない場合に、不動産の執行を行うことができる旨定めている⁴⁵（改正インドネシア手続法第 197 条第 1 項）。この動産の差押えについては、現金や有価証券も含め、債務者以外の第三者が保持する有形動産についても可能とされている（同条第 8 項）。また、債権については規定がないものの、動産に含まれると解されており、預金債権や給料債権の差押えも可能とされている。ただし、債務者の生活手段として絶対に欠かせない動産の差押えは禁止されている（同条第 8 項）⁴⁶。

（エ） 執行の手続

執行業務は、保全処分の実行と同様、裁判所書記官が 2 名の証人とともに行う（改正インドネシア手続法第 197 条第 2 項）。差押えを行った場合には、差押調書が作成されて一般に開示される。

具体的な執行の方法は、対象財産の種類によって異なる。保全処分では、原則として財産の処分のみが禁じられ、当該財産を従前どおり使用することや、それを使用して収益を上げることが禁じられていないが、強制執行手続に基づき、財産が差し押さえられた場合も、実際に執行されるまでは原則同様とのことである。書記官は、動産については、自己の裁量により差押後、適切な場所に移動させて保管させる等の手続を取ることが望ましいとされているものの（改正インドネシア手続法第 197 条第 9 項）、実務上は、あまり行われていないようである。ある財産の差押えを受けた者は、差押調書の公開以降、当該財産を移動させたり、担保に供したり賃貸するといった処分が禁止されることが法律上明記されており（同法第 199 条）、それで足りると考えられているようであるが、同条に違反して財産の処分行為を行った場合の権利関係がどうなるのかという点については明らかでない⁴⁷。

⁴⁴ 同条は、強制執行の方法として差押えの方法のみを前提とした規定ぶりになっているが、実務的には、必ずしも差押えに限定されず、非金銭執行に対しても同様の手続が踏まれているようである。

⁴⁵ マウラナ弁護士によれば、実務上は、執行する財産の特定は執行を申し立てる債権者が行わなければならないが、必ずしも債務者の財産が容易に特定できるわけではないため、特定できた財産については全て同時に執行の申立てをするのが一般的とのことである。裁判所としても、自ら債務者の財産を探知するわけではないため、債権者が（目ぼしい動産がなかったとして）不動産の差押えの申立てのみを行った場合でも、かかる申立てを認める場合もあるようである。改正インドネシア手続法第 200 条第 7 項においても、一定の場合に動産と不動産の換価手続を同時に進めることを許容している。

⁴⁶ 最高裁判所のアチャ判事によれば、何が差押禁止動産に該当するかについての統一的な基準があるわけではないとのことである。債務者が医者である場合に、診療器具を差し押さえることは一般に許されないという例を挙げられていた。同様に給料債権を全額差し押さえることも許されないと解される。

⁴⁷ この点、最高裁判所のアチャ判事に尋ねたところ、第 199 条で処分行為が行われないことは法律上担保

不動産に関しては対象不動産の土地登記簿上に差押えの登記がなされるが、換価手続が始まるまでは、権利者である債務者が引き続き占有し続けることができる。動産についても法律上の登録がなされる自動車や二輪車については登録簿に差押えがなされた旨の付記がなされるものの、権利者である債務者が引き続き占有し利用することができる。法律上の登録制度のないその他の財産についても、執行官が当該財産の所在地を管轄する行政庁を通じて一定の方法による公示がなされているとのことである。他方、債権に関しては、例えば預金債権を差し押さえる場合、執行官が第三債務者である金融機関に証人とともに赴き、当該金融機関にある債務者の預金口座を凍結させ、預金口座の名義人による引出しや送金などの処分ができないような処理を行う⁴⁸。

(オ) 換価手続

差し押さえられた財産の換価手続は、競売実施機関又は裁判所が指名する者が行うとされている（改正インドネシア手続法第 200 条第 1 項）。現行制度上は、競売は法が定める国有財産競売機関（*Kantor Pelayanan Kekayaan Negara dan Lelang*）によって実施されるケースが大半である。これは、財務省の管轄下にある機関で、裁判所が競売実施機関となる日本とは異なる制度である。この競売機関が現在ではインドネシア国内に広く支所を有しており、ほぼ全土でこの競売機関による競売が実施されているようである。この競売機関の支所がない地域については、当該地域の公証人（*Notaris*）が裁判所からの指名を受けて競売実施機関として、競売を行うという運用がなされている。

競売実施機関による換価手続については、担保権の実行の場合と手続の流れは基本的に同様であり、そちらで詳しく述べる。

(3) 複数の執行申立て

同一の債務者に対して、同時に複数の債権者から複数の確定判決に基づき強制執行の申立てがなされた場合（改正インドネシア手続法第 201 条）、又はある債権者からの執行の申立てに基づき差押えを実行した後、換価手続前に別の債権者からの執行の申立てがなされた場合（同第 202 条）、裁判所は債務者及び複数の債権者への尋問を経た上で、差し押さえ

されているので問題ないとの回答であった。禁止規定を設けることと、禁止規定に違反した場合に生じる法律関係をどう整理するかという問題は本来別個の問題のはずであるが、この点については第 199 条の存在をもって十分と考えられているようである。

⁴⁸ 不動産・動産についての換価手続は、この後に述べる競売機関による競売手続を通じて行われるのが一般的であるが、他方債権を差し押さえた場合の換価手続については、法律上の規定が存在しない。最高裁判所のアチャ判事・サレ判事によれば、基本的には動産の執行手続が準用されるとのことであるが、他方で預金債権については競売機関を通じた換価手続は行われていないとのこと、どのように準用されているのか非常に不透明な印象を受けた。実務的には債権の差押えが行われている事例も一定数存在するようであるが、体系的に手続が整備されている段階には至っておらず、各裁判官の裁量で行われているのではないかと想像される。

た財産を換価して得られた金銭の債権者間での分配方法を定める（同第 204 条第 1 項）。裁判所が定めた分配方法について異議のある債権者は高等裁判所に控訴することができる（同条第 2 項）。かかる手続を経て分配方法が確定した場合には、裁判所は当該分配方法について競売実施機関に対して通知する（同第 205 条）。

(4) 執行に対する異議申立て

判決の執行に対して不服のある債務者又は差押対象物が自己の所有物であると主張する第三者は、判決の執行に際して裁判所に異議申立てを行うことができ（改正インドネシア手続法第 207 条第 1 項、第 208 条第 1 項）、かかる異議申立てを受けた裁判所は、執行手続のなかで当該異議についての審理を行い、その申立ての是非について決定を下さなければならない。かかる異議申立ては、原則強制執行を停止させる効力はない（同法第 207 条第 2 項、同第 208 条第 1 項）とされているが、実務上はこの規定が執行妨害に悪用されている事例は多いようである⁴⁹。

(5) 仮執行判決

上述のとおり、改正インドネシア手続法第 180 条は一定の要件を満たす場合に仮執行判決を出すことを許容している。仮執行判決は、第一審又は控訴審の判決が出されたものの、上訴の手続が取られ、まだ最終的に確定判決に至っていない段階で判決を仮に執行することができる手続である。しかしながら、最高裁判所回状 2000 年第 3 号において、①真正性が否定された証拠に基づき仮執行判決が出されている事例があること、②適切な法的検討が加えられないまま仮執行判決が出されている事例があること、③ほぼ全ての民事訴訟類型において仮執行判決が出されていること、④上級裁判所に対して仮執行判決を出すことの承認を得る際に何の関連書類も提出されない事例があること、⑤上級裁判所側も、十分な検討を行わずに下級裁判所の求めに応じて仮執行判決を出すことを承認している事例があること、⑥仮執行判決を出すに際して注意深い対応を怠っている事例があること、などの問題点が指摘され、仮執行判決を出すにあたって慎重な取扱いを求める最高裁判所の運用のもと、現在の実務上、下級審の裁判官は仮執行判決を出すことに慎重な立場を取っている。

それに加えて、仮執行判決を執行する際には、申立人は本案訴訟における認容額と同額の担保を立てなければならない⁵⁰。これは、仮執行判決が執行された後に本案の判決が覆さ

⁴⁹ ヒクマハント教授によれば、現在の実務では、本案で勝訴判決を得るのと同じぐらいの期間と労力がその判決を執行するために費やされているとのことであった。これはすなわち、執行段階での異議申立てが執行妨害目的で濫用されている事例が相当数存在するものと推測される。執行異議の申立て自体は制度としては必要と考えられるが、その運用に問題があるということであろう。

⁵⁰ 最高裁判所回状 2000 年第 3 号

れた場合に、もし仮執行が行われる前の権利状態に戻すことが困難な場合には、仮執行を受けた当事者に対して金銭的な補償を行うことで損害を被らなくて済むようにするためである。これは、仮執行を受ける当事者の権利保護に手厚い制度である点は評価できるものの、他方で、早期の権利実現・回復を望む当事者からすれば、非常に使い勝手の悪い制度である。認容額と同額の担保の提供を求められるということは、仮執行判決に基づいて早期の執行ができたとしても同額の担保が差し出されるため、経済的には何の権利回復も実現できておらず、さらには、同額の担保を差し出すための資金調達を別途要する必要がある場合などは、判決の確定を待って担保を立てることなく判決の執行を行う方が経済合理性がある場合も多いであろう⁵¹。

このように、①裁判所が仮執行判決を出すことに慎重な姿勢を取っていること、及び②仮執行判決を出す場合であっても本案の訴訟物の認容額と同額の担保提供が求められることから、現在の実務では、仮執行判決はほとんど利用されていない⁵²。

(6) 間接強制

ある特定の行為債務を履行する旨の判決を受けた者が当該行為債務を履行しない場合には、かかる判決を取得した原告は、裁判所に対して、当該行為債務を被告が履行すれば得られたであろう利益を金銭的に評価し、行為債務の履行がなされない場合に当該金銭を支払う旨の決定を出すよう申し立てることができる（改正インドネシア手続法第 225 条第 1 項）。裁判所は、かかる申立てを受けた場合に、債務者である被告の尋問を行った上で、かかる申立てに対する決定を下す（同条第 2 項）。これは一般に間接強制と呼ばれる強制執行の方法であるが、インドネシアの民事手続においてもかかる執行方法が許容されており、実務上も利用されているようである。

(7) 仲裁判断の執行

外国企業がインドネシアに進出し、インドネシア企業と合弁契約や事業契約を締結する際に、紛争解決手段をどのように定めるかは、外国企業にとって重要な契約上の争点の一つである。この点、筆者が認識する限り、インドネシアの裁判所よりもインドネシア国内又は国外の仲裁機関を紛争解決手段として採用しているケースが圧倒的に多い。しかしな

⁵¹ この点、日本の民事訴訟法は、裁判所の裁量により担保を立てて、又は立てないで仮執行宣言付き判決を出すことができるとされている（民事訴訟法第 259 条第 1 項及び第 2 項）。事案によって担保を立てるか否か、立てる場合にどの程度の額に設定するかを裁判官の裁量に委ねることで、柔軟な運用が可能になる。

⁵² 保全手続と仮執行判決とで、立担保に対する考え方が正反対であるのは興味深い。仮執行判決は、「仮」であっても実際に執行が可能な点において、保全処分比べて債務者に対して損害を与えるリスクは相対的に高いとは言えるものの、そのリスクの程度を測ることなく保全手続については一切担保不要、仮執行判決の場合には全額の担保が必要という運用は、硬直的な印象を受ける。この立担保制度の改正（又は運用上の変更）は、比較的容易に保全執行制度を改善させる手段ではないかと考えられる。

がら、仲裁手続によっていったん仲裁判断が出されたとしても、仮に一方当事者が仲裁判断に従わない場合にインドネシア国内で強制執行手続を行うためには、インドネシアの裁判所に執行の申立てを行う必要がある。そこで国内・国外の仲裁機関で取得した仲裁判断がインドネシアの執行法制上、どのように取り扱われるのかという点が問題になる。

インドネシアは1982年に外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約(ニューヨーク条約)に加盟し、1999年に国内法として仲裁に関する法律(1999年法第30号)(以下、「仲裁法」という。)を制定した。仲裁法は、一定の要件を満たす場合には、国内仲裁及び国外仲裁のいずれもインドネシア国内での強制執行が可能である旨明記している。以下、それぞれの執行の手続について概観する。

(ア) 国内仲裁

インドネシア国内の仲裁機関として最も利用されることが多いのが、通称BANIと呼ばれるインドネシア仲裁委員会(*Badan Arbitrase Nasional Indonesia*)である。BANIは1977年に創設され現在ジャカルタに本部を置きながらスラバヤ、バンドゥン、デンパサール、メダン、バタム等主要な都市に支部を有する。

このBANIを初めとする国内の仲裁機関において仲裁手続が行われた場合、仲裁判断が出された日から30日以内に仲裁人又はその代理人は、仲裁決定の原本又は写しを地方裁判所の書記官に対して提出し、当該裁判所においてその仲裁決定を登録しなければならない(仲裁法第59条第1項)。この提出を怠った場合には強制執行ができなくなる(同条第4項)。この仲裁判断は当事者間で拘束力を有する確定した判断でなければならず(同法第60条)、当事者が自発的にその仲裁判断に従って債務の履行を行わない場合には、当該地方裁判所の決定に基づき強制執行を行うことができるとされている。この場合、地方裁判所は仲裁判断がなされた実体的な理由付けについては審理せず(同法第62条第4項)、大要以下の要件を満たしていることだけを審理することとされている。

- ① 紛争解決手段として当該仲裁判断を出した仲裁機関を利用することについて、当事者間で書面による合意がなされていたこと(同法第4条第1項乃至第3項)。
- ② 当該仲裁判断が商取引に関する紛争に関するもので、かつ、法令が和解による解決を許容していない紛争に関するものでないこと(同法第5条第1項及び第2項)。
- ③ 当該仲裁判断が公序良俗に反するものでないこと。

これらの要件を満たしている場合、当該裁判所の裁判長によって仲裁判断に執行命令が付記され(同法第63条)、民事手続法の規定に従って強制執行がなされる(同法第64条)。

(イ) 外国仲裁

外国の仲裁機関として実務上選択されることが多いのは、シンガポールのシンガポール国際仲裁センター (*Singapore International Arbitration Centre*) である。インドネシアからは地理的にも近いこと、仲裁実務が発達しており、より透明で迅速な手続での解決が可能とされていること、などの理由から外国企業にとっては最も信頼できる紛争解決機関として認識されている。その他、外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約（ニューヨーク条約）に加盟している国での仲裁であれば、法律上はインドネシア国内での執行が可能とされているため、香港、日本、ジュネーブなどの仲裁機関を利用する場合も実務上ありうる。

外国仲裁機関において出された仲裁判断の執行の申立てについては、ジャカルタ中央地方裁判所が専属管轄を有する（仲裁法第 65 条）。外国仲裁判断に基づいてインドネシア国内で強制執行するためには、次の要件を満たさなければならない（同法第 66 条）。

- ① 当該外国仲裁判断が外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約の加盟国における仲裁機関で出されたものであること。
- ② 当該外国仲裁判断がインドネシア法上の商取引法の範囲内の仲裁判断であること。
- ③ 当該外国仲裁判断がインドネシアの公序に反するものでないこと。
- ④ 当該外国仲裁判断がジャカルタ中央地方裁判所の裁判長から執行承認を取得していること。
- ⑤ 当該外国仲裁判断の一方当事者がインドネシア国である場合には、最高裁判所から執行承認を取得していること。

当事者から外国仲裁判断に基づく執行の申立てがジャカルタ中央地方裁判所になされ、上記の①乃至③の要件を全て充足していると判断された場合には、裁判長より執行命令書が出され、それ以降の実際の強制執行の手続については対象財産の所在地を管轄する地方裁判所に委任される（同法第 69 条第 1 項）。当該外国仲裁判断の執行が認容された場合には、当該決定について上訴することはできないが（同法第 68 条第 1 項）、当該外国仲裁判断の執行が認められなかった場合には、当事者は最高裁判所に対して上訴することができ（同条第 2 項）、最高裁判所は上訴から 90 日以内に判断を下さなければならない（同条第 3 項）。

なお、具体的な執行の手続については民事手続法の規定が準用される（同法第 69 条第 3 項）。

外国仲裁も、国内仲裁と同様に所定の要件を充足することでインドネシア国内での執行は可能とされているものの、実態としては、外国仲裁は国内仲裁に比べてインドネシアの

裁判所に申し立てた際に執行力が否定される事例が多いようである⁵³。

(8) 外国判決の執行

インドネシアでは、外国判決の執行力は認められていない。これは、インドネシアの現行法において明記されているわけではないが、ガイドラインとして利用されているオランダ民事手続法第 436 条において外国判決の執行力は認められない旨の規定があり⁵⁴、実務上はこの規定を参照して、外国判決に基づいてインドネシアの裁判所に強制執行の申立てをしても、その申立てが認められることはない。したがって、紛争解決手段として日本やその他の外国の裁判所を選択することは、外国企業の立場からすると最終的な権利救済が担保されていないという点において適切でないということになる。

⁵³ ヒクマハント教授によれば、ジャカルタ中央地方裁判所に申し立てられる外国仲裁判断の執行の申立てのうち、何らかの理由でその執行力が否定されるか、又は執行力の有無について争われ円滑に執行に移行できないケースが全体の約半数に上るとのことである。外国仲裁判断も国内仲裁判断もインドネシア国内の公序に違反する判断の執行は否定されるという点は共通しているが、実務上は、外国仲裁判断の方がこの点に関連して執行力が争われる事例が多いようである。

⁵⁴ Pro. Mr. Dr. Sudargo Gautama "Indonesian Business Law" 520 頁

第5章 インドネシアにおける担保権実行の法制度と運用の実情

1. 担保制度総論

インドネシアにおいて現行法上存在する典型的な担保権及びその根拠法は次のとおりである⁵⁵。

- ① 抵当法上の抵当権 (*Hak Tanggungan*) : 抵当法 (1996 年法第 4 号)
- ② 信託担保権 (*Fiducia*) : 信託担保法 (1999 年法第 42 号)
- ③ 民法上の抵当権 (*Hipotik*) : 民法 (1847 年第 23 号)
- ④ 質権 (*Gadai*) : 民法 (1847 年第 23 号)

インドネシアにおける物的担保は、オランダ統治時代の 1847 年に制定されたインドネシア民法に基づく抵当権及び質権が長らく利用されてきた。1990 年代後半に入って現代の金融取引を念頭においた抵当法及び信託担保法が制定され、現在では不動産上の権利については抵当法に基づく抵当権が、それ以外の動産や債権に関しては信託担保権が利用されることが多い。民法上の抵当権は、一定規模の船舶や航空機に担保設定される場合に特別法に基づき利用されるにとどまり、また民法上の質権は、株式に質権を設定する場合など、担保対象物の占有を担保権者に移転させる場合に利用されている。

また、歴史的には、アダットと呼ばれる慣習法が各地に存在し、特に土地に関しては制定法が認めていない種々の権利がアダットに基づき付着しており、それがインドネシアにおける土地取引を困難にする一つの要因となっていたと言われている。上述したとおり、現在でもアダットに基づく物権は一部地域では残存しているが、土地基本法において、法が定めていない種類の物権は認めないという物権法定主義の原則を導入し、少なくとも担保物権に関しては上述の担保権以外の担保権を当事者間の約定に基づき設定することはできず、またアダットに基づく担保権も原則存在しないと認識されている。

本稿においては、上記の担保権の内容及びそれぞれの実行手続について検討するが、現行制度上重要性の高い抵当法に基づく抵当権及び信託担保法に基づく信託担保権について重点的に検討し、他の担保権については概要を簡潔に述べるにとどめることとする。

⁵⁵ これに加えて、倉庫証券担保法 (2006 年法第 9 号 (2011 年法第 9 号による改正を含む。)) に基づく倉庫証券担保 (*Resi Gudang*) という担保権が存在する。これは、特定の場所 (倉庫) に保管される農業生産物等の動産の上に倉庫証券を発行することにより包括的に担保権を設定するもので、日本法上の集合譲渡担保に近い担保制度である。2007 年商業省規則 (26/M-DAG/PER/6/2007) において、倉庫証券担保の対象としうる動産として、米、とうもろこし、コーヒー豆、カカオ、胡椒、ゴム、海草等が挙げられている。現在は農作物や海産物等の在庫が頻繁に入れ替わる動産を担保に取る手段として利用されているようである。典型的な担保権とはやや性質を異にするものであるため、本報告書では割愛する。

2. 担保制度各論

(1) 抵当法に基づく抵当権

(ア) 総論

不動産に関連する権利に担保権を設定する場合には、抵当法（1996年法第4号）（以下、「抵当法」という。）に基づき抵当権が設定される。不動産に関連する権利とは、土地基本法に基づき土地に設定することが認められる、所有権（*Hak Milik*）、事業権（*Hak Guna Usaha*）及び建設権（*Hak Guna Bangunan*）の3つである（抵当法第4条第1項）。土地基本法は、第51条において「所有権、事業権及び建設権に設定される担保権については法律によって規定する」と定めていたものの、土地基本法の制定後30年以上にわたって当該担保権に関する法律が制定されなかった。その間、土地基本法第57条の経過規定に基づき、インドネシア民法の抵当権に関する規定（具体的には民法第1162条乃至第1232条）が適用されてきた。しかしながら、民法自体は土地基本法が制定されるよりも遥か以前のオランダ統治時代に制定されたものであり、同法の抵当権に関する規定は土地基本法を想定したものにはなっておらず、また制度自体も既に当時の経済取引の実態に対応しうるものではなくなっていた。かかる問題を抱えたまま1990年代まで民法の抵当権に関する規定が適用されてきたという歴史がある。

1996年に抵当法が制定され、抵当権制度としては、ようやく土地基本法に基づく不動産制度と平仄が合った制度ができあがったことになる。そして、抵当法第29条に基づき、民法上の抵当権に関する規定のうち、土地に関連する権利上の抵当権の設定に関する規定については以後無効とされ、土地に関連する権利の上に設定される担保権は、現在は抵当法に基づく抵当権に一元化されている。

(イ) 抵当権の設定

抵当法に基づく抵当権とは、他の債権者の債権に優先して特定の債権者の特定の債権の満足を得させる目的で、不動産の権利に関して設定される担保権である（抵当法第1条第1項）。抵当権の被担保債権となる債権は、既発生の債権又は債権の発生原因となる契約上金額が特定額で合意されている債権若しくは抵当権の実行時点で確定されうる債権であり、いずれにしても実行段階で特定が可能でなければならない（同法第3条第1項）。

抵当権の設定は、抵当権設定者と抵当権者の間で、特定の債務を担保するために特定の不動産に係る権利の上に抵当権を設定する旨の合意に基づき抵当権設定証書を作成し、かかる証書に基づき不動産登記所における登記簿に登記することで、その効力が発生する（抵

当法第 13 条第 5 項)⁵⁶。

抵当権を設定しうるのは、上述のとおり、土地の所有権、事業権及び建設権の 3 つの権利であるが、土地上の建物、植物その他付着物の所有権についても当該土地の権利に付随して抵当権の対象とすることが可能である（同法第 4 条第 4 項）。一つの対象に複数の抵当権を設定することも可能であり、その場合における抵当権の優劣は不動産登記所での登記の日付の先後で決められ、同日に登記がなされた場合には、抵当権設定証書における抵当権の設定日の先後で決められる（同法第 5 条）。

(2) 信託担保法に基づく信託担保権

(ア) 総論

1999 年に信託担保法が制定されるまで、インドネシアにおいて非占有担保は制度上存在していなかった。実務的には、オランダ法を法源とする Fiduciary Transfer という方法で債務者に占有を残したまま担保に提供することが行われていた。すなわち、債務者は自己が所有する特定の動産を債務者に対して担保目的で譲渡するが、債権者の委託（*Fiducia*）に基づき債務者が当該動産を占有し、かつ、従前どおり当該動産を利用することができるという法律構成である。かかる実務の運用を反映させ、さらに登録制度を導入することで法的安定性を高める目的で制定されたのが信託担保法である。

(イ) 信託担保権の設定

信託担保とは、債務者が担保対象物を債権者に担保目的で譲渡し、債権者の委託を受けて当該担保対象物の占有を保持する担保権を意味する（第 1 条第 1 項）。信託担保の対象となるのは有形・無形の動産及び抵当権設定の対象とならない不動産である（第 1 条第 2 項）。信託担保権の被担保債権は、既発生の債権又は将来発生する特定債権又は担保権の実行時点で確定されうる債権であり、いずれにしても実行段階で特定が可能でなければならない（第 7 条第 1 項）。

信託担保権の設定には、信託譲渡証書の作成及び登記所での登録が必要である⁵⁷。信託譲渡証書が登記所にて受理されると信託譲渡証明書が発行され同日信託譲渡の効力が生じる

⁵⁶ 日本法上は、抵当権は当事者間の抵当権設定に関する合意によって効力を生じ、登記することで対抗要件が具備されるが、インドネシアの抵当法は、効力発生要件と対抗要件の区別が明確に意識された建付けになっていない。法律上は、抵当権設定証書を締結し、7 営業日以内に登記所へ当該抵当権設定証書及び必要書類を提出し登記手続を行うことが義務付けられており（抵当法第 13 条第 2 項）、登記がなされた日に抵当権の効力が発生すると規定されていることから、登記も抵当権の効力発生要件と解するべきであろう。

⁵⁷ 信託担保権も抵当法上の抵当権同様、効力発生要件と対抗要件の区別がなされておらず、登録がなされた日に効力が発生すると規定されていることから、明文上は登録も効力発生要件と解するべきであろう。

(第 14 条第 3 項)。

(3) 民法上の抵当権

抵当法の制定以降、民法上の抵当権が設定されるのは、航空機及び一定の規模以上の船舶に限定されている。船舶を対象とする抵当権に関しては、海上先取特権及び抵当権に関する国際条約（1993 年）の批准を受けて制定された国内法において手続の詳細が定められている。航空機を対象とする抵当権に関しては、2009 年に制定された航空法に基づいて規定されているが、施行規則が未制定であるため事実上現段階では利用されていない。

(4) 質権

質権はインドネシア民法に基づく占有担保権であり、動産を担保に取る場合、歴史的にはこの民法上の質権が利用されてきた。現在は信託担保法が制定され、占有を移転することなく担保権を設定することができるようになったこと、信託担保権の方が登録制度が導入されている点で法的安定性が高いことなどから、実務上は信託担保権が利用されることが多く、質権は株式質権など占有を移転させることを担保権者が望む場合に利用されることがあるにとどまっているようである。

3. 担保権の実行手続

(1) 抵当法上の抵当権

抵当法第 20 条は、抵当権の実行方法として(ア)競売 (*Public Auction*)、(イ)裁判所を通じた担保権実行、及び(ウ)私的売却の 3 つを規定している。

(ア) 競売

抵当権設定証書に基づき抵当権を競売により実行する場合、公営又は民営の競売実施機関を通じて実施される。現在、上述の国有財産競売機関 (*Komisi Pelayanan Kekayaan Negara dan Lelang*) (以下、「国営競売所」という。) と呼ばれる公営の競売実施機関がインドネシア国内各地に支部を設置しており、財務省規則 2010 年第 93 号及びそのガイドライン (Per-03/KN/2010) に基づき、原則国営競売所において競売を実施して担保権の実行を行っている⁵⁸。国営競売所が存在しない地域では、当地の公証人 (*Notaris*) で競売実施の

⁵⁸ 国営競売所は財務省の管轄下に設置されている機関である。裁判所が競売の実施主体となる日本と異なり、インドネシアの裁判所は競売の実施主体にはならない。

資格を有する者が、裁判所からの指名を受けて競売実施機関として競売手続を行なっている⁵⁹。国営競売所による競売のプロセスについては、別紙4を参照されたい。

なお、抵当権の対象となる不動産の権利を競売にかけた場合、当該権利を取得できるのは、土地基本法上、当該権利を保有できる私人又は法人に限られる（土地基本法第8条第1項）。すなわち、抵当権の対象が所有権の場合には、当該所有権を保有できるのは、インドネシア国又はインドネシア人に限られ、抵当権の対象が事業権又は建設権の場合には、当該権利を保有できるのは、インドネシア人又はインドネシア法に基づき設立された法人に限定される。また、抵当権者は競売に参加して当該不動産に係る権利を取得することはできない（抵当法第12条）。

(イ) 裁判所による実行

抵当権設定証書があれば、債務者が債務不履行に陥った場合に裁判所で債務名義を取得することなく、①競売又は②私的売却のいずれかの方法により抵当権を実行し債権回収を行うことができるのが原則であるが（改正インドネシア手続法第224条）、かかる方法で抵当権を実行することに債務者が異議を述べた場合や、執行妨害目的で抵当権が設定されている不動産を第三者が不法に占有しているなどの理由で一定の強制力が必要になる場合には、実務上は裁判所に対して執行の申立てを行うことになる。裁判所を通じた執行も最終的には競売実施機関による競売手続により換価手続を行うことになるが、実務的には、他の債権者からの異議申立てがなされるなどの現実的なトラブルを避けるために、抵当権者は裁判所に対して抵当権設定証書等の必要書類を提出し、裁判所を通じた催告手続を経た上で競売の実施に移行する場合も多いようである。その手続の詳細については別紙5を参照されたい。

(ウ) 私的売却

法は抵当権設定者及び抵当権者の間で合意があり、かつ一定の手続を履践した場合の私的売却を認めている（抵当法第20条第2項及び第3項）。私的売却を行うための具体的な要件は次のとおりである。

- ① 私的売却によることが最も高値で当該担保対象物を売却できること⁶⁰。
- ② 抵当権者及び抵当権設定者のいずれか又は双方から書面により関連当事者への通

⁵⁹ 最高裁判所のアチャ判事によれば、現在は国営競売所がほぼ全国に網羅的に存在しているため、公証人が競売を実施している例は非常に限られているとのことである。

⁶⁰ 実務的には、専門の鑑定人による対象物の価額の査定を行い、当該査定額を下回らない価額で売却金額が設定され、かつ抵当権設定者からかかる売却金額での売却に承諾する旨の書面を取得することをもって、この要件を充足したものとみなしているようである。

知がなされ、かつ当該担保対象物の存在する地域の最低 2 つの日刊紙において公告がなされたこと。

- ③ 公告から 1 ヶ月が経過し、その期間中にいずれの関連当事者からも異議申立てがなされなかったこと。

(2) 信託担保権

信託担保法第 29 条は、信託担保権の実行方法として (ア) 競売 (*Public Auction*)、(イ) 裁判所による実行及び (ウ) 私的売却の 3 つを規定している。

(ア) 競売

信託担保権の実行を競売により行う場合の手続は、上述の抵当権の競売による実行手続と同様、原則国営競売所を通じて実施される。手続の流れについては、別紙 4 を参照されたい。

(イ) 裁判所による実行

信託担保権も抵当権と同様に、信託担保設定証書があれば債務者が債務不履行に陥った場合に裁判所で債務名義を取得することなく、①競売又は②私的売却のいずれかの方法により信託担保権を実行し債権回収を行うことができるのが原則であるが、抵当権の場合と同様に一定の強制力が必要になる場合には、まず裁判所に対して執行の申立てを行うケースも多いようである。その手続は別紙 5 に記載した手続に準じる。

(ウ) 私的売却

抵当権同様、法は担保権設定者及び担保権者の間で合意があり、かつ一定の手続を履践した場合の私的売却を認めている (信託担保法第 29 条第 1 項 c.)。私的売却を行うための具体的な要件は次のとおりである。

- ① 私的売却によることが最も高値で当該担保対象物を売却できること⁶¹。
- ② 担保権者及び担保権設定者のいずれか又は双方から書面により関連当事者への通知がなされ、かつ当該担保対象物の存在する地域の最低 2 つの日刊紙において公告がなされたこと。

⁶¹ 実務的には、専門の鑑定人による対象物の価額の査定を行い、当該査定額を下回らない価額で売却金額が設定され、かつ担保権設定者からかかる売却金額での売却に承諾する旨の書面を取得することをもってこの要件を充足したものとみなしているようである。

- ③ 公告から 1 ヶ月経過し、その期間中にいずれの関連当事者からも異議申立てがなされなかったこと。

(3) 民法上の抵当権

民法第 1178 条は、第 1 順位の抵当権者は、債権の元本又は利息が返済されない場合には、当該元本及び利息を回収するために、抵当権の設定の対象となっている財産を「公の場」で売却することができることを抵当権設定時において合意することができる旨規定している。この「公の場」というのは、現行法上、競売実施機関であると解されており、したがって、民法上の抵当権は、競売実施機関を通じた競売によって実行されることになる。競売が国営競売所によって実施される場合には、別紙 4 に準じた手続が取られることになる。

(4) 民法上の質権

民法上の質権の実行方法は、民法第 1155 条及び第 1156 条に規定されている。第 1155 条は、質権設定者が債務を履行しない場合には、質権者は質権を「公の場」で売却することができる旨規定し、この「公の場」とは、現行法上、競売実施機関であると解されている。また、第 1156 条は、質権設定者が債務を履行しない場合には、質権者は裁判所に対して質権の実行を申し立てることができる旨規定している。この実行には、質物を売却して債務の返済に充当する方法と、質物を質権者が取得し、その価額と債務額とを相殺する方法とが認められている。質物を売却する場合には、やはり競売実施機関を通じた売却手続が取られ、別紙 5 に準じた手続が取られることになる。

第6章 提言

1. インドネシア司法の問題点

今回のインドネシアの民事保全・執行手続（担保権の実行手続を含む。）に関する調査を通じて、保全及び執行のいずれの手続も十分に機能していない実態が明らかになった。その個々の問題点については本稿で述べたとおりであり、ここでは再度繰り返さないが、その直接的な要因は制定法の不備・欠缺と運用の不適切さであろう。例えば、民事保全手続に関していえば、本案申立て前の保全の申立てを認め、本案の審理とは切り離して被保全債権の存否と保全の必要性について迅速に審理を行い、立担保義務を債権者に課すことで柔軟な運用を可能にするといった制度変更を行うだけで、制度としては現在よりも格段に機能するものになるだろう。また、民事執行手続に関していえば、仮執行判決の執行の際に認容額と同額の立担保義務を課すのを辞め、その担保額について柔軟な運用（裁判官の裁量）を認めることで、こちらもかなり利用しやすい制度になるだろう。

しかしながら、仮に上述のような制度変更を行ったとしても、それだけで民事保全・執行手続が急に有効に機能し始めるかという点と必ずしもそうとはいえないと考える。このような制度的な変更だけで解決できるためには、かかる制度が制度趣旨に沿って適正に運用されることが前提となるが、インドネシアの場合にはその点がまだ十分に担保されているとはいえないからである。それは、裁判官、弁護士等法曹の質の問題でもあり、国民の司法手続に対する信頼の問題でもある。これは、民事保全・執行手続に限った問題ではなく、インドネシアの司法全体に関わる問題である。以下、ヒクマハント教授がインタビューのなかでインドネシア司法の3つの問題として指摘された、①法律の問題、②法曹の問題、そして③改革への意思の問題という3つの観点から、現在のインドネシアが抱える司法の問題点について述べた上で、最後に司法支援の方向性についての提言を行いたい。

(1) 法律の問題

本稿で述べたとおり、インドネシアの現在の民事手続法は、いずれも戦前のオランダ統治時代に制定されたものであり、第二次世界大戦後にインドネシアが独立して以降、一度の改正も行われていない。これらの民事手続法は原文がオランダ語であり、したがって、インドネシアには母国語で書かれた民事手続法がいまだに存在していないことになる。戦後オランダの支配から独立し、新たな統治機構のもと60年以上が経過した現在でも、新たな民事手続法を制定する動きはない⁶²。

改正インドネシア手続法の保全執行手続に関する個々の条文については既に本稿で分析

⁶² マウラナ弁護士によれば、ユドヨノ政権中に民事手続法の改正又は新法の制定は優先審議法案としては挙げられていないため、ここ数年内に改正又は新法制定がなされる見込みは極めて薄いとのことである。

したところであるが、①民事保全に関する規定は2条、民事執行に関する規定は17条（身体拘束に関する規定を除く）と、明文で規定されている事項が絶対的に少ないこと、②オランダ統治時代に制定された法であり、現代のインドネシアの社会に適合しない規定が多数残存していること、に鑑みると、もはや施行規則や最高裁判所規則・最高裁判所回状で補完することで対応できるものではない。可及的速やかに民事訴訟法、保全法、執行法の民事三法の現代化を行うことが望まれる。

(2) 法曹の問題

法が機能するためには、法律というハード面の整備に加えて、法曹によって法が正しい解釈に基づき適切に執行されることが不可欠である。インドネシアではこの点が十分に機能していないのが二つ目の問題点である。その理由として、ヒクマハント教授は法曹の質の問題と、法曹の廉潔性の問題を挙げられる。前者については、法律家、特に裁判官が現代の商取引や新たに制定された法律の理解が十分でない結果、妥当な判決が下されないという事例が多数見受けられるということである⁶³。これは遑れば法曹養成の問題に行き着く話でもあるし⁶⁴、裁判所の組織内での人事異動が限定的であるために、裁判官個々人の知見や訴訟技術が効率的に他の裁判官の間で共有されていないという点にも問題の所在があると考えられる。後者はインドネシアが抱える汚職の問題である。汚職については司法界も例外ではなく、むしろ「裁判所は警察、検察などとともに『汚職の巣窟』として知られている。」⁶⁵と表現されるほど汚職が蔓延していると言われている。実際筆者も裁判所から具体的な金員の要求を受けたという話はよく耳にするし、インドネシア国民の司法に対する信頼性は低い。

いずれの問題も一朝一夕で解決できる性質のものではないが、この法曹の問題は、法律の問題と共にいわば車の両輪をなすものであり、両方が改善されて初めて法の執行が有効に機能するようになるものである。

(3) 改革への意思の問題

最後に、インドネシアの改革への意思の問題が挙げられる。最初に述べたとおり、インドネシアは、1990年台の後半から2000年台の前半にかけて一連の投資関連法制を順次整備してきた。現在も独占禁止法の各ガイドラインの作成など精力的に法整備を進めている分

⁶³ ヒクマハント教授はこの点、商事案件を専門に扱う部を裁判所内に設けることにより専門性を持った裁判官を育成していくべきであると提案されていた。

⁶⁴ インドネシアの裁判官及び法曹の養成については、角田多真紀弁護士が法務省法務総合研究所国際協力部の委託に基づき作成された「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」及び「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および今後の改善充実の方向性について」で詳しく報告されている。

⁶⁵ 2011年6月4日付じゃかるた新聞

野もある一方で、民事手続法については、改正又は新法制定の動きは見られない。どの分野の立法を優先的に進めていくかというのは、国の政策的判断によるところであり、その意味で、インドネシアは、民事手続法に関しては改革の必要性を強く感じていない法分野と捉えていることが推し量られる。裁判所の立場に立ってみても、現在の民事手続においては裁判官の裁量が働く余地が大きく、「裁判官」にとっては必ずしも使い勝手の悪い制度ではないということがいえるであろう。新法を制定することによってより精密な手続を導入することで裁判官の裁量の幅が狭くなることは、利用者にとっては予見性が高まることで利用しやすくなるとしても、裁判官にとっては必ずしもメリットとは感じられない可能性もあり⁶⁶、インドネシアが自発的に民事手続法の改革に乗り出すことは現段階では期待できないように感じられる⁶⁷。

2. 提言

インドネシアに対しては、これまで日本だけでなく欧米の法律先進国が様々な形で法整備支援活動を行ってきた。これは純粋な国際協力活動の側面も有するが、他方で自国の企業がインドネシアにおいて事業を行うに際して法制度の不備や不透明な法適用により不測の損害を被ることがないように、法的インフラを整備するという側面も有している。インドネシアの法的インフラの整備状況としては、投資の入り口部分の投資関連規制については一通りの整備が進んできているものの、それに比べて紛争が発生した場合にそれを解決するための出口部分の法整備はまだ不十分な状況であり、その意味で、インドネシアで事業を行うことには潜在的には高い法的リスクを抱えているといえる。かかる観点からは、今後も引き続き法整備支援を継続していくことが望まれるところ、具体的な支援の内容を検討するに際しては、①法運用の現状の把握、②法律の整備、③法曹の養成の3つの視点が重要であると考えられる。以下、本件の調査対象である民事保全・執行制度を例に取り、具体的に支援のあり方について提案する。

今回の民事保全・執行の調査を通して、民事手続が裁判所や地域によってかなり異なる運用がなされている可能性があることが分かった。特に民事手続に関しては、現在も地域によって2つの民事手続法がそれぞれ適用されており、インドネシア全土で民事手続がそれぞれどのように運用されているのかという実態を把握することは大変困難である⁶⁸。しかしながら、この実態調査を通じて現在の民事手続の問題点を洗い出すことが、民事手続全体の改革の原動力になると考えられる。そして、かかる実態調査は、最高裁判所主導での

⁶⁶ さらに穿った見方をすれば、裁判官の裁量の幅が狭くなることで、裁判官が賄賂を要求できる機会が減ってしまうことになり、それが裁判官が改革を進んで望まない一因であるという意見もある。

⁶⁷ 最高裁判所のアチャ判事は、民事手続法制の改革を行うかどうかは立法機関が判断することであるという認識を持たれており、最高裁判所が主導して立法機関への働きかけを行なってでも現在の民事手続法制を改革していくべきであるといった意欲は感じられなかった。

⁶⁸ ヒクマハント教授もこの実態調査の必要性についてはインタビューのなかで言及されており、こういった調査を司法支援を通して行うことができないかと逆に提案を受けた。

調査よりも、利用者の視点に立った調査を行うことが理想であり、かかる調査を通じて各地の民事保全・執行手続の問題点が判明すれば、それが将来の民事手続の制度改革にとって有用な資料になるものと思われる。

そして、法整備支援の中心的作業を構成するのが実際に法律を作るという作業であることは間違いない。法整備支援を通して自国の法律に近い制度が導入されれば、自国の民間企業にとってもそれだけ利便性が高く、かつ法的予見可能性の高い法制度が整備されることになり、安心してビジネスができる環境が整うことになる。

最後に重要なのが、法曹の養成支援であろう。特にインドネシアのように法曹が少なからず問題を抱えているような国においては、法曹の養成を支援していくという視点が特に重要である。汚職の問題に関してはインドネシアが国家として解決しなければならない問題であり、外国が関与するのは難しい面もあるだろうが⁶⁹、他方で、法曹の質の問題については、司法支援が可能な分野である⁷⁰。特に法整備支援を行う場合、ハードとしての法律を整備する作業だけで支援が完結するのではなく、その法律を実際にどのように個々の事案に適用していくのかという法律の「使い方」を教育するというソフト面の支援も不可欠であろう。例えば、保全処分の決定を出す際に被保全債権の存否についてどの程度の心証が得られれば認容する旨の決定を出せるのか、立担保を求める場合にはどのような基準で額を定めるのかといった具体的な法の運用については、明文の規定だけでは伝承が難しい領域である。個別具体的な事例を通じた教育プログラムが必須であろう。

このように、①法運用の現状の把握、②法律の整備、③法曹の養成の3つの視点が意識された司法支援活動が今後も継続してインドネシアにおいて実施されることを願うとともに、本報告書が今後のインドネシアへの司法支援活動、さらにはインドネシアの民事手続法制度の発展への一つの契機になれば幸いである。

⁶⁹ ヒクマハント教授は、裁判官の汚職の問題の要因の一つとして裁判官の給料が安いことを上げられていた。給料を上げることで汚職問題が完全に解決できるわけではないだろうが、改善策の一つにはなるだろう。

⁷⁰ 実際、現在も法務省法務総合研究所国際協力部による司法支援活動の一環として、インドネシアの裁判官を日本に招聘し、日本の法曹養成カリキュラムを紹介するといった研修プログラムが実施されている。ただし、研修の日数は日本に滞在する1週間程度に限られており、継続的な研修を提供できているとは言いがたい。ベトナムやカンボジアで法律のバックグラウンドを有するJICA長期専門家が現地で継続的に支援活動を行っているように、インドネシアにおいても日本人の法律実務家を派遣することにより現地でのフォローアップがなされることが望ましい。

別紙1 改正インドネシア手続法の民事保全に関する規定の参考訳⁷¹

第 226 条

- (1) 動産の所有者は、書面または口頭により、当該動産の占有者の居所または住所地を管轄する地方裁判所所長に対し、当該動産の差し押さえを請求できる。
- (2) 当該請求において、差し押えを求める物品を明示しなければならない。
- (3) 当該請求を認容する場合、差し押えは裁判所長の令状により行うものとする。当該差し押えを執行する者、および要件は第 197 条を準用する。
- (4) 裁判所書記官は、直ちにその差し押えを請求人へ通知し、当該請求人が訴えを提起し、および主張するために、地方裁判所の弁論に出廷しなければならないことを説明する。
- (5) 裁判所長は、差し押物の占有者が弁論に出廷するよう呼び出すことを命じる。
- (6) 定められた期日に、通常の手続により、事件審理および決定を行う。(IR. 130 以降、139 以降、155 以降、163 以降、178 以降)
- (7) 訴えを認容した場合、当該差し押えは正当なものとなり、差し押物を原告に引き渡すよう命じる。訴えを却下した場合、当該差し押えの取り消しを命じる。

第 227 条

- (1) 債務者が、敗訴となる判決のある前に、または当該判決の執行前に、動産であるか不動産であるかにかかわらずその物品を債権者から遠ざける目的で、隠蔽または隠匿しようとする根拠のある疑いのある場合、当事者の請求により、地方裁判所長は、請求人の権利を保護するために、当該物品の差し押さえを命じる。請求人に対し、請求人はその訴えを提起し、および主張するために、地方裁判所における弁論に出廷しなければならない旨を通知する。(Rv. 720 以降 ; IR. 124 以降、139 以降、155 以降、163 以降)
- (2) 裁判所所長は、弁論へ出廷させるために債務者の呼び出しを命じる。
- (3) 当該差し押えを執行する者、準拠する規定、ならびにその効果は、第 197 条、第 198 条および第 199 条を準用する。
- (4) 定められた期日に、通常の手続により、事件審理および決定を行う。訴えを認容した場合、当該差し押えは正当なものとなる。訴えを却下した場合、当該差し押えの取り消しを命じる。
- (5) 十分な保証またはそのほかの担保のある場合、差し押え取り消しを請求できる。

⁷¹ この和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部から提供を受けた翻訳をもとに、名古屋大学大学院国際開発研究科の島田弦准教授にご作成いただいたものである。

別紙2 改正インドネシア手続法の民事執行に関する規定の参考訳⁷²

第180条

- (1) 当事者が判決を不服とし、または上訴請求する場合であっても、真正に成立した証拠、もしくは法令により証拠として認められる文書のある場合、または確定した法的効力をもつ判決による処罰決定がすでにある場合、または、仮請求が認容されている場合、裁判所は当該判決の事前の執行を命令できる。所有権に関する紛争についてもこれを準用する。(民法 548 以降 ; Rv. 53 以降 ; IR 181, 190 ; S. 1867 - 29)
- (2) ただし、この判決の事前の執行には、人身の拘束を含まないものとする。(IR. 209 以降)

第195条

- (1) 地方裁判所の審理した第一審における事件の判決は、以下の条項に定める方法にしたがい、本事件を審理した地方裁判所所長の命令および指揮の下に執行するものとする。
- (2) 判決の全部または一部を当該裁判所の管轄区域外において執行しなければならない場合、当該裁判所所長は、権限を有する地方裁判所所長へ書面により支援を求めるものとする。ジャワおよびマドゥーラ以外の判決の執行にもこれを準用する。
- (3) 当該支援要請を受けた地方裁判所所長は、本判決の全部または一部をその管轄区域外において執行しなければならないと見なす場合、上項の規定に従って行わなければならない。
- (4) ジャワまたはマドゥーラ以外の地方裁判所所長から支援要請を受けた地方裁判所所長については、本要請に基づき行うすべての行為に、本部のすべての規定を適用するものとする。
- (5) 2×24 時間以内に、支援要請を受けた裁判所所長は、命令したすべての措置および結果を、最初に当該事件を審理した地方裁判所所長へ通知しなければならない。
- (6) 当該判決の執行について不服申立があり、かつその不服申立が被差押物を自己の所有物と主張する者による場合、当該申立および命令された強制措置に関するすべての紛争は、管轄区域内において当該判決を執行する地方裁判所へ提起し、および判決する。
- (7) 当該地方裁判所所長は、紛争および紛争に対する判決について、2×24 時間ごとに、最初に当該事件を審理した地方裁判所所長へ通知する。

第196条

敗訴した当事者が当該判決を履行する意思がない、または適切に履行することを怠った

⁷² この和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部から提供を受けた翻訳をもとに、名古屋大学大学院国際開発研究科の島田弦准教授にご作成いただいたものである。

場合、勝訴した当事者は、口頭または書面で、第 195 条 1 項に定める地方裁判所所長へ判決執行の決定の請求を提起する。その後、当該裁判所所長は、敗訴した当事者を呼び出し、最長 8 日間以内で当該裁判所所長の定める期間のうちに決定を履行するよう警告するものとする。(Rv. 439、443 ; IR. 94、113、130)

第 197 条

- (1) 前項に定める期限を超過したが、敗訴した当事者が判決を履行しない、または、その者が正当に呼び出されたにもかかわらず出廷しない場合、裁判所所長は職権により、書面をもって、その敗訴した当事者の所有する動産、または、動産がない、もしくは十分でない場合は不動産を、判決に命令した金額、および当該判決を執行するための費用に相当すると見なされるだけ差し押さえることを命じるものとする。
- (2) 差押えは、地方裁判所書記官の行うものとする。
- (3) 公務またはそのほかの理由により書記官が差押えを行えない場合、所轄する政府の長（この場合には、副理事官）の要請により、裁判所長の指名する有能かつ信頼のおける者が代理で行う者とする。状況により必要ならば、裁判所長は、距離の離れた差押え場所への交通費を抑えるために、この方法により代理人を指名する権限を有する。
- (4) 代理人の指名は、口頭で、または本条 1 項に定める辞令に記載することで行うものとする。
- (5) 書記官または代理として指名された者は、その業務に関する調書を作成し、および物品の差押えを受ける者が立ち会う場合、その者に対して当該調書の趣旨を通知することが望ましい。
- (6) 差押えは、証人 2 名の補助により行うものとし、その指名、職業および居所を調書に記載し、および調書およびその謄本に署名する。
- (7) (1932 年法律 42 号で改正された)証人は、インドネシア住民で、21 歳以上、ならびに、差押人が信頼の置ける者と確認するか、または、ヨーロッパ人もしくはインドネシア人の政府職員がそのように証言する者でなければならない。
- (8) 債務者の所有する動産の差押えは、現金および有価証券を含め、第三者の占有にある有形動産についても行うことが出来る。ただし、敗訴した当事者自身の生計を維持するのに絶対に必要な家畜または道具に対して行ってはならない。
- (9) 書記官または代理人として指名された者は、状況に応じて、動産の差押えを受ける者に動産の全部もしくは一部を保管させ、または、当該動産の全部または一部を適切な保管場所に移動させることが望ましい。前者の場合、村落または集落の警察にそのことを通知し、ならびに警察は、物品が持ち去られないように警備しなければならない。地面に固定されていないインドネシア人の建物を別の場所に移動してはならない。(Rv. 444、446、449、454、473 ; IR. 92 以降、113)

第 198 条

- (1) 不動産を差し押さえる場合、差押調書は以下の方法で公示するものとする：当該不動産が「名義変更規則(1834 年法律 27 号)」に基づく登記のある場合、「新法令の施行及び移行規定 (1848 年法律 10 号)」第 50 条に定める登記簿に、差押調書を転記する。当該規則に基づく登記のない場合、地方裁判所書記局に専用に用意された登記簿に当該調書を転記する。この二つの方法において、公示を求める年月日および時間を記載しなければならない。また、書記官は受領した文書の原本にもその年月日および時間を記載しなければならない。(Rv. 507 ; Ov. 50、10 以降)
- (2) そのほかに、村長または物品の差押えを命じられた者は、出来るだけ多くの人びとが知ることが出来るように、当該物品差押えをその場所で周知しなければならない。

第 199 条

- (1) 物品差押調書公示の日より、物品差押を受けた者は、当該物品を移動、抵当への差し入れ、または第三者に賃貸してはならない。
- (2) 執行官に異議を申し立てるために、この禁止事項に反する内容の契約を援用することはできないものとする。(Rv. 507)

第 200 条

- (1) 差押物の売却は、競売所において、または、状況に応じた裁判所長の判断により、執行官、または売却場所またはその周辺に居住し、裁判所長の指名する有能かつ信頼の置ける者が行う者とする。
- (2) ただし、訴訟費用を除いて 300 ギルダー以下の金額の支払いを命じる判決を執行するために売却を行わなければならない場合、または、裁判所長が差押物は 300 ギルダー以下であると見積もる場合、その売却は、競売所を介して行ってはならないものとする。
- (3) その場合、売却は、第 1 項に定める執行官、または有能かつ信頼の置ける者が行うものとする。売却を命じられた者は、その売却の結果を書面によって裁判所長に報告することが望ましい。
- (4) 敗訴した当事者は、差押物の売却順序を指定する権利を有する。
- (5) 売却額が、判決の命令する金額と判決の執行費用の合計額に達した場合、直ちに売却を中止し、残りの物品はその時点において敗訴した当事者へ返却する。
- (6) 動産の売却は、売却計画を適切な時期、かつ当地の慣行に基づき公示したのちに行う。物品の差押から 8 日間経過するまでは、売却を行ってはならない。
- (7) 動産とともに不動産を差押え、かつその動産が毀損しやすいものでない場合、それら差押物の売却は、物品の売却順序に関する規則にしたがって、15 日間の間隔をお

いて二回公示を行った後に、同時に行わなければならない。

- (8) 差押えが不動産のみである場合、上記条項の規定は、当該物品の売却に準用する。
- (9) 不動産の売却見積額が 1000 ギルダールより多い場合、売却の 14 日前までに当地の新聞において 1 回公示を行わなければならない。当地に新聞のない場合、最も近い地域の新聞に公示を行うものとする。
- (10) 売却される不動産に対する個人の権利は、買い主の意思表示の到達により、買い主が購入条件を履行した後、買い主に移転する。買い主がすでに条件を履行したら、競売所または当該物品の売却を行う命令を受けた者は、権利移転の証明書を買い主に交付しなければならない。
- (11) 不動産の売却を拒否する者がある場合、地方裁判所所長は、地方裁判所書記または裁判所所長の指名するヨーロッパ人職員の補助を得て、執行官の令状を履行するよう、ならびに、必要な場合は警察の補助を得て、不動産が売却される者およびその関係者が当該不動産を退去および明け渡すよう、権限を有する者へ令状を交付する。

第 201 条

一人の債務者に対する判決の履行を求める 2 またはそれ以上の請求が同時に行われた場合、一件の差押調書をもって、当該判決を履行するための費用に関するすべての判決の金額を補うに足る物品を差し押さえるものとする。

第 202 条

差押の執行後、差押物の売却前に、同じ債務者に対する判決について別の執行請求のある場合、当該差押による収入は、その請求が目的とする判決の命令した金額も補うことができるものとする。必要な場合、裁判所所長は、当該判決の命令する金額に、後の差押費用を加えた金額を十分に補うことができるまで、差し押さえられていない物品を引き続き差し押さえるように命じることができる。

第 203 条

202 条の定める場合において、195 条第 1 項に定める裁判官とは異なる裁判官が債務者に対して下した判決を執行できるように、当該差押を命令した裁判所所長に送付することができる。この請求には第 202 条の規定を準用する。

第 204 条

- (1) 上の 3 ヶ条に定める場合において、裁判所所長は、該当する債務者および判決の執行を請求した債権者を審尋または正式に呼び出した後、差押物の売却により得た収入の債権者間での分配方法を決定する。
- (2) 前項の呼び出しを受けて出廷した債権者は、当該分配について高等裁判所(Raad van

Justitie)へ控訴を提起できる。188条から194条までの規定は、本請求に準用する。

第205条

分配に関する当該地方裁判所所長の決定が確定した後、裁判所所長は分配一覧表を、競売によって得た収入の分配根拠とするため、直ちに競売官、または売却の職務を命じられた者へ送付する。

第206条

(1933年法律124号ですでに改正された)金銭の給付を命じる判決で、訴訟費用を含まない金額が150ギルダー以下の場合、事前の通告なしにこれを行うものとする。この場合、動産の差押および売却は、第93条から第97条に定める手続により行うものとする。ただし、以下について異なる。すなわち、裁判所長は、当該業務を区長または区長と同階級のインドネシア職員に当該業務を命じるものとする。これらの者は、当該業務を、その管轄下にある小管区長、地区職員または書記に委任することが出来るが、ただし、裁判所長官に対して書面または口頭により当該業務の報告を行わなければならない。

小管区長は、当該業務を管轄下にある小管区職員または書記に委任することが出来る。書記は、政府の定める年齢および勤続年数に達している場合にのみ、当該判決を執行する業務を命ぜられる。

区長は、または小管区長は、その管轄下にある書記の業務に責任を負う。

- (1) 動産が十分ではない場合、裁判所長が職権により作成した書面による辞令に基づき、第198条の規定を考慮に入れた上で、第197条に定める方法で、必要なだけ不動産も差し押さえるものとする。この不動産は、第200条の規定を考慮に入れた上で売却する。

第93条

控訴された、または控訴審で上位の裁判官が全部または一部を支持した民事事件の地方裁判所判決の執行は、区長が村長またはそのほかの部下に命令しなければならない。

第94条

- (1) 村長または当該判決の執行を命令されたそのほかの者は、8日以内に言い渡された債務を負わせる判決を履行するよう敗訴した当事者へ、事前に注意を与えなければならない。
- (2) 8日間の経過後、当該判決を履行しない場合、区長は、敗訴した当事者の所有する不動産について、当該判決の執行に十分と見なす差押えを命じなければならない。

らない。

第 95 条

判決の執行を命じられた者は、証人 2 名の面前において、および可能な限り敗訴した当事者の面前において当該差押えを執行する。判決の執行を命じられた者は、差押物の価格を一件ごとに見積もらなければならない。

第 96 条

- (1) 物品を差し押さえてから二日間経過後も、敗訴した当事者が判決を履行しない場合、当該判決の執行を命じられた者は差押物を、公開の場で、二名の証人の面前において、もっとも高値を入札した者に、判決の命じる金額に達するまで、現金払いで売却しなければならない。ただし、入札額が見積額に足りない場合はこの限りではない。この場合、当該物品を見積価格として、その売却に関わる債権者へ引き渡す。
- (2) 敗訴した当事者は、差押物の売却順序を指定する権利を有する。
- (3) 売却の必要がない物品は、敗訴した当事者へ返却しなければならない。

第 97 条

敗訴した当事者が、日常生活を営むために不可欠な家畜や設備は、差し押さえできないものとする。

第 207 条

- (1) 判決の執行に対する債務者の不服申立ては、不動産の差し押さえ、動産の差し押さえを問わず、本人が、書面または口頭によって、第 195 条 6 項に定める裁判所長へ行わなければならない。不服申立てを口頭で行った場合、裁判所長はそれを記録するか、または記録するよう命じなければならない。(IR. 120、197、206)
- (2) 当該訴訟事件は、不服申し立て後、第一審の裁判所所長が、判決を行うために両当事者の取調べ、または正式な呼び出しを行うものとする。(IR. 124 他)
- (3) 不服申立は、当該判決の執行開始および継続を停止することができない。ただし、裁判所所長が、地方裁判所が判決を行うまでこれを保留すると命じる場合はこの限りではない。

第 208 条

- (1) 前条の規定は、第三者が差押物の所有権を主張して判決に不服申立を行った場合に準用する。(Rv. 477 他)
- (2) 本条および前条により行われた判決については、上訴請求に関するすべての一般規

定を準用する。(IR. 188 条他)

第 224 条

インドネシアの公証人の面前において作成し、かつ「全能の神の名による正義において」という頭書を記載した担保証書及び金銭貸借証書の正本 (grosse) は、判決と同等の効力を持つものとする。和解によらない場合、本章の各条に定める方法により、当該文書を、債務者の居所もしくは住所地、または本人が選択した所在地を管轄とする地方裁判所裁判長の命令及び指揮で執行する。但し、身体の拘束は、判決で許可した場合に限り執行できるものとする。当該判決の全部または一部を、当該判決の執行を命じた地方裁判所の管轄地域外において執行する場合、第 195 条第 2 項以下の規定によらなければならない。(Ov. 91 ; Rv. 440、584 ; Not. 41 ; T. XIII-372)

第 225 条

- (1) 一定の行為を命ずる判決を受けた当事者が、裁判官の定めた期間内に当該行為を行わない場合、勝訴した当事者は、裁判所所長を介し、地方裁判所へ、書面または口頭で、当該判決の執行により勝訴した当事者の得べき利益を得られるように、当該行為を金銭によって評価し、その確定額を通知するよう請求できる。当該申請が口頭による場合、それを記録しなければならない。(IR. 118 他)
- (2) 当該事件が地方裁判所に提起され、債務者を審理し、または正当に呼び出したあと、地方裁判所は、その請求を却下するか、または、命令に関わらず行われたい行為を、請求人の求める額またはそれよりも低い額で評価するかを決定する。この場合、その債務者に対し定められた金額の支払いを命じる判決を行う。(民法 1239 ; IR. 228)

別紙3 知的財産法における保全手続⁷³

(特許法第125条)

特許の実施により損害を被った当事者の申立てに基づき、商事裁判所は以下の目的で直ちに仮処分⁷³の決定を発することができる。

- (a) 特許及び特許に関連する権利に対する侵害行為の継続を防ぎ、特に特許及び特許に関連する権利を侵害している疑いのある物が、輸入を含む取引経路への流入を防ぐため
- (b) 特許及び特許に関連する権利の侵害に関する証拠の隠滅行為を防ぎ、もって証拠を保全するため
- (c) 損害を被った当事者に、その者が真に特許権又は特許に関連する権利を有する者であることの証拠及びその権利が実際に侵害されていることの証拠を求めるため

(著作権法第67条)

損害を被った当事者の申立てに基づき、商事裁判所は以下の目的で直ちに仮処分⁷³の決定を発することができる。

- (a) 著作権に対する侵害行為の継続を防ぎ、特に著作権及び著作権に関連する権利を侵害している疑いのある物が、輸入を含む取引経路への流入を防ぐため
- (b) 著作権及び著作権に関連する権利の侵害に関する証拠の隠滅行為を防ぎ、もって証拠を保全するため
- (c) 損害を被った当事者に、その者が真に著作権又は著作権に関連する権利を有する者であることの証拠及びその権利が侵害されていることの証拠を求めるため

(意匠法第49条)

自己の権利を侵害された者は、十分な証拠がある場合、商事裁判所の裁判官に対して以下の事項に関する仮処分⁷³を申し立てることができる。

- (a) 意匠権を侵害する製品の流通の差止め
- (b) 意匠権の侵害に関する証拠の保全

(商標法第85条)

自己の権利を侵害された者は、十分な証拠がある場合、商事裁判所の裁判官に対して以下の事項に関する仮処分⁷³を申し立てることができる。

- (a) 標章権を侵害する商品の流通の差止め
- (b) 標章権の侵害に関する証拠の保全

⁷³ 訳文はインドネシア知的財産総局のウェブサイトにて公表されている英語訳を筆者が和訳したものである。

別紙4 国営競売所による競売実施手続⁷⁴

国営競売所によって実際される競売の手続の流れは以下のとおりである。

1. 競売の実施を申請する者は、国営競売所に対して競売の実施申請を行い、合わせて必要書類を競売の実施日の3日前までに提出する。ここで必要書類とされているものは、以下のとおりである。

(1) 不動産抵当権の場合

- ① 土地の権利証の写し
- ② 抵当権証書の写し
- ③ 金銭消費貸借契約書の写し
- ④ 債務認諾公正証書の写し
- ⑤ 債務者への催告書の写し（第1回から第4回）
- ⑥ 固定資産税の支払済証の写し
- ⑦ 建築許可証の写し（土地の上に建物がある場合）
- ⑧ 競売申請書
- ⑨ 債務者の最新の債務及びその他の義務の詳細
- ⑩ 競売の対象物に関していかなる紛争も生じていないことの通知書
- ⑪ 競売の対象物を占有している第三者への通知書（かかる第三者がいる場合）
- ⑫ 競売の対象物の画像（写真2枚）

(2) 信託担保権の場合

- ① 対象物の所有権を確認できる書類の写し
- ② 信託担保証書の写し
- ③ 金銭消費貸借契約書の写し
- ④ 債務認諾公正証書の写し
- ⑤ 債務者への催告書の写し（第1回から第4回）
- ⑥ 競売申請書
- ⑦ 債務者の最新の債務及びその他の義務の詳細
- ⑧ 競売の対象物に関していかなる紛争も生じていないことの通知書
- ⑨ 関係当事者への競売の通知書

⁷⁴ 競売実施手続の流れについては、フレドリック弁護士に対して調査を依頼し、その報告書に基づいてまとめたものである。

⑩ 競売の対象物の画像（写真2枚）

2. 国営競売所は、全ての必要書類が満たされていることを確認後、競売の実施日時及び場所を申立人である債権者に通知し、当該申立人は、日刊紙等の公共のメディアを通して競売の実施について公告を行う。公告において記載されるべき事項は以下のとおりである。
- ① 売主である競売の申立人に関する情報
 - ② 競売の日時及び実施場所
 - ③ 競売の対象物に関する情報⁷⁵
 - ④ 競売の対象物の上に建物が存在する場合には、当該建物に関する情報⁷⁶

競売実施の公告は2回行わなければならないとされている。1回目と2回目の公告の間隔は15日以上空けなければならない。2回目の公告は競売実施日の14日前までに行わなければならない。2回目の公告は日刊紙を通して行う必要があるが、1回目の公告は、必ずしも日刊紙によって行う必要はなく、インターネットやパンフレットや張り紙等の方法でも可能とされている。

3. 競売に参加する者は競売実施前に預託金を払い込まなければならない。この預託金は、①真に落札を目指す参加者を選別する、②参加者が競落した場合に直ちに落札金額を支払うことを担保する、③落札候補者が誰であるかを把握し不履行を防ぐためとされている。預託金額は、国営競売所の意見を参考にしつつ売主である債権者が定めることとされている。預託金の払込みは、国営競売所が保有する銀行口座になされ、競売の結果、落札した競落人は落札金額と相殺された残額を支払うことになり、落札できなかった参加者は競売実施後に返金される。
4. 複数の参加者が預託金の支払いを完了している場合に、事前に公告された期日において競売が実施される。競売の実施は競売実施担当官によってなされること、具体的な競売の実施方法については、競売実施申請者である債権者の意見を取り入れつつ国営競売所長が決定するものとされている。競売の結果、最高額を入札した参加者が落札し、落札者は入札金額（預託金額との差額）を国営競売所の銀行口座に入金する。かかる落札金額から競売実施費用その他の手数料を控除した金額が、国営競売所から競売実施申請者である債権者に支払われる。
5. 国営競売所は、落札者からの入札金額（預託金額との差額）の入金が確認できた後に、

⁷⁵ 競売の対象物が土地である場合は、所在地、地積及び当該土地の権利関係に関する情報についての公告が必要とされている。

⁷⁶ 建物の床面積及び状態等についての公告が必要とされている。

競売実施に係る議事録を作成し、落札者に交付する。かかる議事録が落札者に権利が移転したことの公的な証明文書となる。

別紙5 裁判所による担保権実行の手続⁷⁷

担保権の実行を裁判所を通じて行う場合の手続の概要は次のとおりである。

1. 担保権者（債権者）が担保権の実行を希望する場合、まず裁判所を通じて債務者に対して債務の履行をするよう催告（*aanmaning*）を行う手続が必要となる。（以下、抵当権を前提に述べる。）この催告の申立ては、担保権者が、①抵当権の登記済証、②土地の登記証、③抵当権設定証書、④金銭消費貸借契約書（被担保債権の発生原因となる契約書）、⑤債務者のIDを添付した催告申請書を裁判所に対して提出することにより行われる。これを受けて申立裁判所の裁判所長は、債務者の呼出を行い、指定した期日に債務者が出廷した場合には、そこで催告期日が開かれ議事録が作成される。（債務者が呼出に応じなかった場合には、再度の呼出を1週間以内に行い、債務者がいずれの期日にも欠席した場合には、その旨の議事録が作成される。）
2. 裁判所を通じた催告を行ったにもかかわらず債務者がその債務を履行しない場合には、裁判所は執行書を作成し不動産登記所に対して、対象不動産の権利関係に変動が生じないように、当該対象不動産に係る登記簿を閉鎖する旨の通知を行う。
3. 担保権者は、裁判所の所長に対して、債務不履行日から失効日までの債務の総額を記載した書面を添付し、当該抵当権の執行を申し立てる。これを受けた裁判所長は、執行決定書を発行し、裁判所書記官又はその代理人及び競売所に対して、当該抵当権を実行し対象不動産を売却するよう命じる。
4. 競売の手続は、裁判所長に指名された裁判所書記官が、対象不動産の所在地を管轄する競売所に対して、以下の書類とともに手続補佐通知を送付することにより開始する。
 - ① 裁判所長の決定書
 - ② 抵当権の登記済証
 - ③ 土地の登記証
 - ④ 抵当権設定証書
 - ⑤ 金銭消費貸借契約書（被担保債権の発生原因となる契約書）
 - ⑥ 債務者のID
 - ⑦ 裁判所長による催告期日の議事録及び呼出状
 - ⑧ 執行決定書

⁷⁷ 裁判所による担保権実行の流れについては、フレドリック弁護士に対して調査を依頼し、その報告書に基づいてまとめたものである。

5. これを受けた競売所は、裁判所書記官に対して競売の実施場所及び実施スケジュールを通知し、裁判所書記官は、競売を実施する旨を日刊新聞において公告する。（対象不動産と債務者の居住地が同一の場合には地方紙で、異なる場合には全国紙において公告する。）公告は1週間空けて2回行わなければならない。公告では、競売のプロセス、競売への参加要件、対象不動産の所在地、入札価額の条件（最低入札価額）等が示される。同時に、裁判所書記官は競売スケジュールを債権者及び債務者に対しても通知する。
6. その後、競売が行われた後は、裁判所書記官は競売実施調書と競売対象不動産を落札者に対して引き渡し、同時に競売実施調書の写しが債務者、債権者及び不動産登記所に対して交付される。
7. 競売所は落札者から落札金額の支払いを受け、要した諸経費を差し引いた額を裁判所書記官に対して交付し、それが債権者に対して支払われ、被担保債権全額が支払われかつ剰余がある場合には債務者に対して返還される。